平成２３年第１回平群町議会
定例会会議録（第１号）

招集年月日	平成２３年3月７日
招集の場所	平群町議会議場
開会（開議）	3月7日午前9時０６分宣告（第1日）
出席議員	1番　戎井政弘　　2番　土井重尋 3番　岡　嘉道　　4番　森田　勝 5番　植田いずみ　　6番　山口昌亮 7番　奥田幸男　　8番　山田仁樹 9番　髙幣幸生　　１０番　窪　和子 １１番　池田研二　　１２番　繁田智子 １３番　下中一郎　　１４番　馬本隆夫
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長　岩﨑万勉 教育長　森井恵治 会計管理者　瓜生浩章 総合政策課長　今村雅勇 総務財政課長　西本　勉 税務課長　経堂裕士 住民生活課長　城　光良 健康保険課長　水谷隆英 福祉課長　塚本敏孝 経済建設課長　植田充彦 監理課長　上田武司 教育委員会総務課長　岡田　仁 上下水道課長　森岡博續
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長　西脇洋貴 主幹　森田アイ子 書記　田中政子
町長提出議案の題目	承認第　１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２２年度平群町一般会計補正予算（第６号）について 議案第　１号　平群町共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例について 議案第　２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改

町長提出議案の題目		正する条例について
	議案第　３号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第　４号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第　５号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第　６号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第　７号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第　８号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第　９号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第１０号	平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
	議案第１１号	平群町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
	議案第１２号	平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第１３号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
	議案第１４号	平群町農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
	議案第１５号	平成２２年度平群町一般会計補正予算（第７号）について
	議案第１６号	平成２２年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
	議案第１７号	平成２２年度平群町水道事業会計補正予算（第２号）について
	議案第１８号	平成２２年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

町長提出議案の題目	議案第１９号　平成２２年度平群町介護保険特別会計補正予算（第３号）について 議案第２０号　平成２２年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について 同意第　１号　副町長の選任に同意を求めることについて 議案第２１号　平成２３年度平群町一般会計予算について 議案第２２号　平成２３年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について 議案第２３号　平成２３年度平群町国民健康保険特別会計予算について 議案第２４号　平成２３年度平群町水道事業会計予算について 議案第２５号　平成２３年度平群町下水道事業特別会計予算について 議案第２６号　平成２３年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について 議案第２７号　平成２３年度平群町学校給食費特別会計予算について 議案第２８号　平成２３年度平群町介護保険特別会計予算について 議案第２９号　平成２３年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について 議案第３０号　平成２３年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について 議案第３１号　平成２３年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について
請願	請願第　１号　国民健康保険税の引き下げを求める請願書 請願第　２号　平群南小学校の存続を求める請願書
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。 ７番　奥田幸男　　８番　山田仁樹

平 成 ２ ３ 年 第 １ 回 （ ３ 月 ）
平群町議会定例会議事日程（第１号）

平成２３年3月7日（月）
午 前 ９ 時 開 議

日程第１			会議録署名議員の指名について
日程第２			会期の決定について
日程第３			諸般の報告
日程第４	承認第	１号	専決処分の承認を求めることについて（平成２２年度平群町一般会計補正予算（第６号）について）
日程第５	議案第	１号	平群町共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例について
日程第６	議案第	２号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第７	議案第	３号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第８	議案第	４号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第９	議案第	５号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０	議案第	６号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１１	議案第	７号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２	議案第	８号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３	議案第	９号	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１４	議案第	１０号	平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第１５	議案第	１１号	平群町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第１６	議案第	１２号	平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１７議案第１３号　平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第１８議案第１４号　平群町農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１９議案第１５号　平成２２年度平群町一般会計補正予算（第７号）について
日程第２０議案第１６号　平成２２年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
日程第２１議案第１７号　平成２２年度平群町水道事業会計補正予算（第２号）について
日程第２２議案第１８号　平成２２年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について
日程第２３議案第１９号　平成２２年度平群町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
日程第２４議案第２０号　平成２２年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
日程第２５同意第　１号　副町長の選任に同意を求めることについて
日程第２６議案第２１号　平成２３年度平群町一般会計予算について
日程第２７議案第２２号　平成２３年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第２８議案第２３号　平成２３年度平群町国民健康保険特別会計予算について
日程第２９議案第２４号　平成２３年度平群町水道事業会計予算について
日程第３０議案第２５号　平成２３年度平群町下水道事業特別会計予算について
日程第３１議案第２６号　平成２３年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第３２議案第２７号　平成２３年度平群町学校給食費特別会計予算について
日程第３３議案第２８号　平成２３年度平群町介護保険特別会計予算について
日程第３４議案第２９号　平成２３年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
日程第３５議案第３０号　平成２３年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第３６議案第３１号　平成２３年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

平成２３年第１回（３月）
平群町議会定例会追加議事日程

（第１号の追加）

追加日程第１　請願第１号　国民健康保険税の引き下げを求める請願書
追加日程第２　請願第２号　平群南小学校の存続を求める請願書

開　　会　（午前　９時０６分）

○議　長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名で定足数に達しておりますので、これより平成２３年平群町議会第１回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりましてのごあいさつをお願い申し上げます。はい、町長。

○町　長

皆さん、おはようございます。平成２３年も３月の早春の時期を迎えました本日、本年第１回定例町議会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙の中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

さて、先般とり行われました町長選挙におきまして、私は町政一新、財政再建の継続を訴えさせていただきました。加えまして、さまざまな課題についての対策やまちづくり政策を提起させていただいたところでございます。その結果、僅差ではございましたが、多数の町民の皆様の御支持が得られ、再選されましたこと、身の引き締まる思いをいたしております。今後は、町民の皆様の御支持を支えに、町職員の協力と議員各位の御指導をいただきながら町政運営に誠心誠意邁進してまいる決意でございます。

さて、少子・高齢化と人口減少社会へと大きく時代が変化していく中、一方では地方から大都市へと人口の移動が続いています。さらには、税源の移譲が保証されない中、地方分権のみが先行するなど、地方行政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。平群町にとりまして大きな転換点とも言えるこの時期に、町政をあずかる最高責任者として行政のかじ取りを行っていくことに、改めてその責任の重さを痛感しているところでございます。

住民の皆様が本当に住んでよかったと思っていただける緑豊かで心豊かな平群のまちづくりに向けまして、住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、職員の力を十二分に引き出し、頑張っていきたいと考えています。

そのためにも、議員各位におかれましては、あらゆる部門で御指導、御鞭撻くださいますよう心からお願い申し上げる次第でございます。

私にとりまして２期目最初の議会となります今定例会におきましては、平成２３年度一般会計、特別会計予算を初め、副町長の人事案件など、３３件の重要案件の御審議をお願いいたしております。いずれも住民生活に欠かせない重要な案件でございます。議員各位の慎重な御審議をお願い申し上げますとともに、原案どおり承認、同意、可決いただきますことをお願い申し上げまして、

開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議　長

それでは、本日の会議を開きます。

（ブー）

○議　長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりです。

本日の議事日程の朗読を求めます。はい、局長。

○局　長

議事日程報告　議事日程表のとおり

○議　長

御苦労さんでした。ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めます。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第１２０条の規定により７番、奥田君、８番、山田君を指名いたします。本定例会期中よろしくお願いを申し上げます。

日程第２　会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から３月１７日までの１１日間にしたいと思いますが､御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１７日までの１１日間と決定をいたしました。

会期の内容の報告を求めます。はい、局長。

○局　長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

３月　７日（月）　本会議（初日）　午前９時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後５時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

３月　８日（火）　本会議（新年度予算総括審議）　午前９時より

３月　９日（水）　空いてございます。

３月１０日（木）　予算審査特別委員会　午前９時より

３月１１日（金）　空いてございます。

３月１２日（土）　休会でございます。
３月１３日（日）　休会でございます。
３月１４日（月）　本会議（一般質問）　午前９時より
３月１５日（火）　本会議（一般質問）　午前９時より
３月１６日（水）　空いてございます。
３月１７日（木）　本会議（最終日）　午後２時からでございます。

以上でございます。

○議　長

日程第３　諸般の報告を行います。

２月２２日開催の議会運営委員会の報告を求めます。はい、池田君。

○議会運営委員長（池田研二）

２月２２日午後２時から、平成２３年度平群町町議会第１回定例会の議会運営について審議を行い、また、予算審査特別委員会の委員の内定も行いました。

さらに、委員会条例に関する事項につきまして審議いただき、内容等をさらに議員の多くの方に検討していただくために、全員協議会をもって最終日に発議として提案するということを決定をいたしました。

以上でございます。

○議　長

続きまして、平成２２年１２月２１日に開かれました駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。はい、奥田君。

○駅周辺整備事業特別委員長（奥田幸男）

平成２２年１２月２１日火曜日午前１０時から、平群駅西土地区画整理事業の進捗についての説明がありました。

以上です。

○議　長

続きまして、１月１４日、３月３日に開かれました公共交通対策特別委員会の報告を求めます。はい、戎井君。

○公共交通対策特別委員長（戎井政弘）

平成２３年１月１４日、それから３月３日、いずれも午前１０時から、公共交通対策特別委員会を開きました。案件は、どちらも平群町地域公共交通連携計画作成検討の報告についてでありました。

以上です。

○議　長

続きまして、２月１６日に開かれました下水道事業特別委員会の報告を求め

ます。はい、土井君。

○下水道事業特別委員長（土井重尋）

平成２３年２月１６日水曜日午前１０時から、下水道事業特別委員会を開催いたしました。案件は、下水道法による事業計画の変更についてでありました。

以上です。

○議　長

続きまして、３月３日、開かれました厚生委員会の報告を求めます。はい、岡君。

○厚生委員長（岡　嘉道）

それでは、平成２３年３月３日午後２時より行われました厚生委員会の報告を申し上げます。案件は、県営水道の受水量の変更についてということで、若干、県営水道の受水量が当初予定よりも増加するということで、その経緯等についての御報告を受けました。

二つ目の案件は、介護保険会計実地検査におきまして、いわゆる会計検査におきまして指摘事項が発生いたしまして、これに対する対応の仕方ということについての報告を受けました。

以上でございます。

○議　長

続きまして、水谷課長のほうから報告がございますので。はい、健康保険課長。

○健康保険課長

先日から報道で御存じかと思いますが、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについて報告をさせていただきます。

３月４日金曜日午後１１時ごろ、奈良県保健予防課から緊急連絡が入りました。内容につきましては、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンについて、厚生労働省が報道発表しましたので、取り急ぎお知らせします。本件については、新たな情報がありましたら、追ってお知らせします。管内の医療機関等及び接種を予定されている方への周知を速やかにお願いしますというものでございます。

厚生労働省の報道発表は、小児用肺炎球菌ワクチン（販売名プレベナー水性懸濁皮下注）及びヒブワクチン（販売名アクトヒブ）を含むワクチン同時接種の接種後の死亡例が、３月２日から４日までに４例報告されました。このような状況から、小児用肺炎球菌ワクチン（販売名プレベナー水性懸濁皮下注）及びヒブワクチン（販売名アクトヒブ）については、因果関係の評価を実施するまでの間、念のため接種を見合わせることとし、自治体及び関係製造販売業者

に連絡しました。

なお、今回のワクチン接種と死亡との因果関係の評価は、医薬品等安全対策部会安全対策調査会と子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会を早急に合同で開催し、詳細な検討を実施する予定ですというものでございます。

これを受けまして、平群町としては、３月５日土曜日、町内医療機関診療開始前までに、電話とファックスで厚生労働省からの内容を伝え、小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンの接種を４日より見合わせしてもらうようお願いをしました。その後、また連絡が入りまして、先ほど申しました合同での調査会でございますが、あす３月８日火曜日夕方に開催を予定されることでございます。

今後、厚生労働省からの新たな情報が入り次第、関係機関へ連絡する等、対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議　長

続きまして、予備費の充用について報告を求めます。はい、総合政策課長。

○総合政策課長

失礼いたします。予備費の充用につきまして、去る１２月議会で報告後の予備費の充用につきまして報告させていただきます。

１２月議会終了後につきましては３件ございまして、１件目につきましては学校管理費、南小学校の身体障がい者用トイレの維持補修工事、これが３６万２，０００円の予備費充用でございます。それから、２点目につきましては、学校給食センターの水漏れ等々によります光熱水費の不足によります予備費充用が７５万６，０００円、それから斎場運営費におきまして、施設管理委託料に、これは利用増に伴うものでございますけれども、それに伴う施設管理の委託料の減に伴う予備費充用が１０万５，０００円でございました。今回は３件で１２２万３,０００円の充用でございます。年度当初からで申し上げますと、年度当初からの累計では９３４万１，０００円の予備費充用となってございます。

以上です。

○議　長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　承認第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成２２年度平群町一般会計補正予算（第６号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長

承認第１号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、窪君。

○１０番

この２種類のワクチンの、専決処分の第１号の案件ですけれども、冒頭に水谷課長のほうから、特にヒブワクチンと小児肺炎球菌のワクチンを一時見合わせにすると、このような報告がありました。私も、５日の新聞、一面にこの記事が載りまして、３月２日から４日にかけて４名の乳幼児が亡くなったという報道を受けて大変びっくりいたしました。ただ、このヒブワクチンと小児肺炎球菌のワクチンとまたＤＰＴ、ジフテリア３種混合のも、このようなワクチンを３種類同時に接種を受けた翌日や、また３日後に死亡したという、このような報道があり、この接種とそれから死亡の要因がまだ、因果関係が不明だということで、いま、課長のほうからもありましたけれども、この４人の乳幼児の皆さんが亡くなったことは大変残念に思います。

しかし、本町といたしまして、この３種類のワクチンの全額公費助成に、今回専決で上げていただき、いま子宮頸がん予防ワクチンは１月１１日から対象者の皆さん、中学３年生と高校１年生の皆さんに通知を送られて、大変皆さん助かるということで、多くの皆さんが受けられておられ、またヒブワクチン、小児肺炎球菌も２月１日から始まったところであります。この対象者全員に文書通知などを送られるなど、大変丁寧な対応をしていただいたことは高く評価をしておきたいと思います。ただ、最初に申しましたように、このような事案が出まして、平群町として何かこのようなことに対する反応とか、住民の皆さんから御意見とか、また御心配な点とか何かありましたでしょうか。土曜日にわかったことですのであれですけど、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、先ほども申し述べましたように、３月４日午後１１時ごろに県のほうから連絡が入りまして、翌５日の土曜日、一番でですね、医療機関の診療開始前までに接種の見合わせをしていただくように対応してきたところでございます。ただ、その時点ではですね、非常に情報も乏しく、いま議員お述べのようにですね、合同調査会で検討するということでございまして、その時点ではそういうことでしたのですが、その日のお昼からですね､それが３月８日夕方開催されるという､またファックスがございました。

非常にですね、いまのところ見合わせをするということの発表がございましたが、それ以降ですね、まだ具体的にどういった条件で、どういった内容でですね、こういうあってはならないことでございますが、そういった事例が発生したのかどうか、そのあたりを今後専門的に研究をされていかれるというふうに考えておりますので、そういったことも含めまして、その結果を、平群町としては対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

住民からの問い合わせでございますが、土曜日も直接のことはなかったかというふうに思います。ただ、きょうですね、また、もう月曜日でございますので、そういうことがもしか既にあるかもしれませんし。ただ、医療機関等への問い合わせは当然あったのではないかなというふうに思いますが、ちょっとそこまではいま把握しておるところではございませんので、そういうことで御答弁とさせていただきます。

○議　長

はい、窪君。

○１０番

ありがとうございます。

このような新聞報道をされましたら、皆さん大変御不安に思われていることと思います。我が党も、一刻も早くこの因果関係ですね、接種と、接種をしたから、接種がだめだったから亡くなったという、この因果関係がまだ不明でありますので、しっかりと真相究明に全力を挙げてもらうように、いま国のほうに要請をさせていただいております。

しかし、このヒブワクチンとかこの肺炎球菌ワクチンの公費助成が、いよいよ日本で、各自治体で一斉に公費助成が始まりまして、このワクチン後進国の汚名返上にこれからというときのこの事案でありますので、大変悲しいと言いますか何と言いますか、そのような状況でありますが、先日、朝日新聞に防衛医科大学の野々山教授がこのように掲載されていましたけれども、アメリカでは、このヒブワクチン、約２０年前、肺炎球菌ワクチンも約１０年前から打っており、同時接種しても問題は起きていない。今回、死亡した子どもさんの死因について検証が必要だが、不要にワクチンを怖がって、やっと日本に導入されたワクチンが打たれなくならないようにしてほしいと。また、毎日新聞でも国立感染症研究所感染症情報センターの岡部センター長が、心配になるのもわかるが、慌ててワクチンを打つ必要はないし、危ないから一生やらないという

のも考え過ぎだ。厚生労働省で専門家による会合が今後開かれるので、その結果が報告されるのを待って、冷静に対応してほしいと。このようなコメントが新聞報道でもされておりましたので、しっかりと原因究明がされ、安心だということをわかりましたら、また新たにこのワクチンの接種のスタートをしていただきたいことだけはお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第１号について採決を行います。

本案は原案どおり承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。

日程第５　議案第１号　平群町共同浴場設置及び管理条例を廃止する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、住民生活課長。

○住民生活課長

議案第１号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、山口君。

○６　番

提案理由では、いま課長が述べたような経過についてもですね、若干聞き及んでおりますが、改良住宅とそれから町営住宅にそれぞれふろをつけたので廃止する、これが基本ですね。補足で、平成１４年に同和対策事業の見直しの中で、将来的に廃止の答申も受けているということなんですが、理由はそれだけですか。ほかにはないですか。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

大きな理由といたしましては、当時の同和対策協議会においてそういう方針が出されたというところでございますが、やはりその中で、町財政等を運営していく中で、老朽化あるいは運営費がかさむということも踏まえて、方針として、町として決定してきたところもございます。

以上です。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

１２月議会の一般質問でも、この問題については質問させていただいて、かかっている経費については、平成２１年度の決算数字で、１２月議会でも述べたとおりですが、再度言いますとですね、大体年間２万人の方が利用されている。延べ人数です。３１０日ほど開いてですね、２万人ですね。この１人当たりの経費というのが、大体幾らって言ったかな。２４２円、平成２１年度の決算数字から見ると。それに対して、いま重要視されているコミバスについてはですね、６００円ぐらい。６００円以上かかっているんですね。それから見ればね、だから経費的にはそんなに大きくないとは思うんですが、要するに若葉湯をどういう、共同浴場をどういう視点で見るかということが、私は大事だというふうに思ってるんです。だから、１２月議会もその方向で質問をさせていただきました。

いま、課長のほうから、地元大字にもこの間説明もし、理解をいただいているというような説明でしたけれども、大字の総代さんとか役員の方はわかりませんけれども、実際にこのふろを、大体１日７０人ぐらいの利用ですから、利用されてる方々は、１２月議会でも言いましたように、ほとんどの方が残してほしいというのが実際の声なんですね。それは、単に家にふろがあるとかないとかいうことじゃなくて、自治体にとって一番大きい福祉を充実する、住民福

祉を向上させる、こういう観点から、あの若葉湯についてはコミュニティーの場であるっていう意味合いは非常に大きいんです。同和対策事業の中でいろいろやられて、一般施策へ移行するという全体的な方向は私も賛成ですけれども、それぞれの施策を一つ一つとってみてね、その施策がその地域の中でどういう位置づけがされているのか。そこんとこはやっぱりね、再度考え直す必要が私はあったと思うんです。

ここまで来ていまさらということになるかもわかりませんけれども、福祉という観点で見るならば、いま、高齢化の中でですね、いろんな安否確認の福祉事業もされています。若井にあるこの若葉湯は、ある意味そういう安否確認の場でもあるし、それ以上に高齢者の方のコミュニティーの場でもあるわけです。

そういう観点から見て、先ほど言いました経費から見てですね、そんなに拙速に廃止しなければならないものなのかどうか。だから、ふろがついたから廃止、それだけの理由ですかというのをお尋ねしているんです。いま、財政的な話も出ましたけれども、財政的な話で言えば１人当たり２４１円か２円の町負担ということになりますけれども、その辺も含めてもう一度答弁いただけますか。これは、町長、お願いしたいですけど。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

再度御説明申し上げたいと思いますけど、議員、るるお述べになりまして、福祉の観点あるいはコミュニティーの観点というところでございますが、共同浴場の設置目的と申しますのは、当時、地域の環境あるいは衛生面の向上というところが主な趣旨であったかとは思います。議員お述べの、確かに福祉の観点あるいはコミュニティーの観点から言えば、そういう面もあるかもわかりませんが、やはりその辺はちょっと目的としては違うと思っておるところでございます。

共同浴場は、５２年から設置してきたところで、老朽化が激しい、それに係る維持経費も大きなものになってきているというところで、耐用年数も限界に来ているというような状況である中で、町のほうの方針としてふろのない町営住宅への手だてをさせていただいた上で、廃止するということを決定したところでございます。

以上です。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

目的が違う。その時代ときどきによってですね、時代の変化によって当然施設の目的なども変わってくることはありますから、それは１０年近く前に出た答申を金科玉条にする必要があるのかという、こんな議論をしてもいつまでもあれですから、そういうことは一言言っておきます。

今、老朽化という話も出ました。老朽化、要するに建って相当なるみたいですけれども、じゃあ、その老朽化をですね、修繕したらどうなるかという、そういう検討はされましたか。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

当然、そのような検討もしてきたところでございまして。いろんな機器も備わっているわけでございまして、これまでもかなりの補修で対応したところもございました。ろ過機の故障やあるいは電気設備、あと温水器の故障あるいは温度センサーの故障と、それぞれ耐用年数が来ている中でそのような故障の対応をしてきているというところでございまして、あと大きなボイラーも耐用年数として来ているところから、やはりかなりの高額な費用がかかるというところでの検討はしてきたところでございまして、その分について、やはり町としても大きな費用がかさむというところは確認をしているところでございます。

以上です。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

できる金額を言っていただければありがたかったんですが、それともう一点はね、廃止した後、あそこはどうするんですか。その検討はされてますか。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

廃止した後の施設利用につきましては、特にいま決まったものはございません。ただ、廃止後、老朽化している施設でございますので、特に煙突部におきましては亀裂が進んでおりまして、かなり危険な状態にもなっております。そういう点から､煙突部の撤去を早急に進めたいと､そのように考えております。あと、施設利用については、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

煙突については補正予算で出てますからわかりますが、跡地利用を決めていない。あそこは横に公園があって、いま草ぼうぼうになってますけど、あれも含めれば相当結構広い土地ですよね。それも考えずに、まず廃止っていうのは、何でそんなに急ぐのかなっていうのが、正直な感想です。

例えばですよ、もうちょっとだましだまし使うという方法だってあるわけですよね。何も４月１日からですね、急いで廃止ということをする必要があったのかなということは疑問に思ってます。

先ほど指摘したように、この地域の、いま、町内でも各地の自治会で小地域ネットワークというものが、いろいろさまざまな活動がされています。そういう点から見れば、若井についてはですね、老人憩いの家もまだ残ってますけれども、今後廃止の方向になってますし、それからこのふろもなくなるということになれば、ある意味、高齢でひとり暮らしの人が増える中で、その人たちの安否確認とかですね、それからコミュニティー、ふれあいの場、こういうものを今後、じゃあ、町としてどのように考えているのか。そこのところはきちっとやっぱり住民の方に説明する必要があると思うので、そこら辺については、具体的に決まっているなら課長からの答弁でも結構ですが、決まっていないのなら町長からどのように考えているか、しっかり答弁していただきたいというふうに思います。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

そういう福祉の観点、あるいはコミュニティーの観点という意味からしますと、ちょっと私どものほうでも、一定こうだというところのお答えというのはなかなかあれなんですけど、私どもの課としての施策といたしましては、ごみの収集に当たっては、安否確認をさせていただくということも踏まえて、ふれあい収集ということもこの４月から実施していくと、そのようなことも考えておりまして、各課各課でそれぞれ、やはりいろいろ検討する中で、そういう施策を講じていくというところでございます。住民生活課といたしましては、ごみの収集に対しまして、そのようなふれあい収集というところから、高齢者あるいは体の御自由な方への手だてを講じていきたいと、そのような考えでおります。

以上です。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

話が飛んであれですけどね、ちょっと揚げ足取って悪いけどね、若井地域はふれあい収集と一緒のことをやってるんじゃないんですか。あそこはあれでしょう。別に、何て言うんですか、ステーション回収じゃないでしょう。意識的にステーションになっているようなとこもありますが、そのことはいいですやん。そんなん答えにならないですよ。

要するにあれでしょう。住民福祉の観点がないんですよ。いや、廃止する、それはそういうのを決めるのはいいですよ。じゃあ、その施設が果たしてきた役割、それがなくなることによって、どういうマイナスなことが起こるのか。そのことは当然、行政としてはイメージしないとだめでしょう。そのイメージの中で、じゃあ、なくなるんだから、かわりにこういうことをちょっとしましょうというのを出してくるべきだと私は思うんですよ。町長はそう思わないのかもわからないけど、私はそういうものだと思うんです、行政というのは。

廃止だけならだれでもできるじゃないですか。財政のこともあるから廃止する、それも理由になるでしょう。でも、その中で出てくる問題点、私、言いましたように､ふれあいの場だとか安否確認もある程度果たしているというのは、これは事実なんです。過去の事例から言っても。だから、拙速に廃止するんじゃなくて、そういう土地の後利用、それからそれがなくなったことにおいて起こるマイナス、それをどうカバーするか。その施策も考えた上でですね、提案すべきではないかというふうに。これはこれ以上言ったってあれでしょうけれども、この点、町長、私の意見、間違ってますか。その辺の見解、お示しください。

○議　長

はい、町長。

○町　長

当然、高齢化によるコミュニティーの場といいますのは、どこの自治会あるいは大字においても今後大きな課題でございます｡一つは集会所がございます。この集会所をいかに有効にその地域の方々に使っていただくかということは、それぞれやはりその地域の皆さん、工夫して使っていただいているように思います。

行政がですね、町民の皆さんからいただいた、全体からいただいたこの血税をですね、いかに公平に、しかも効率的に使うかということが、いま最も求められていることでございます。そういった観点からですね、共同浴場がなくなったから、かわりのものを持っていくというようなことは、なかなかこれは難しい話でございます。

要は、この財政厳しい状況の中でですね、平群町がやっていかなければいけない仕事はたくさんございます。そういったことからですね、あれもこれもというわけにはなかなかいかないということでございます。で、一つ、平成１４年からの課題でありましたこの共同浴場につきましては、大きなネックが町営住宅におふろがないということでございました。

私も就任早々､この問題に突き当たりまして､近隣の方とも話し合いの中で、おふろを設置することによって、理解が得られるかというようなことでございましたので､今年度末をもっておふろを､もう既に全部完了しておりますので、予定どおり４月１日から廃止ということにさせていただきたいということでございます。要するにですね、基本的な考え方は、資金がですね、財源が幾らでもあれば、もっともっと行政がやることも、手を広げていけばいいことでございますが、やはりそれは限界があるということでございますので、その点は御理解いただきますようにお願い申し上げます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

これ以上議論はしませんが、あれもこれもということじゃなんですよ。いまある施設を廃止するんだから、当然そのときに起こるマイナスについては、行政としても考えないとだめと。いまの討論の中では、いまの議論の中では、そういうことは一切考えてないじゃないですか。跡地利用についても考えてないんですよ。要するに、あの土地は町の財産でしょう。その跡地利用も考えないということは、あれを、当面何も考えてないわけだから、遊ばせるわけじゃないですか。これも無駄じゃないですか、ある意味。当然、住民の皆さんに使ってもらってこその町の財産でしょう。だから、そういうことを言ってるんであって、あれもこれもばらまけというような話をしてるんじゃないんです。いままであった施設を廃止するんだから、その中で起こり得るマイナスをしっかり考えて手を打つべきだと。何も金を使えと言ってるんじゃない。手を打つべきだと言ってるんです。それを何の案も出さずにですね、廃止ということに。とりあえずふろを各戸につけたから、それはそれでわかるんですよ、そこの部分では。でも、もっとやっぱりしっかり踏み込んだ住民福祉の対策をですね、考えるべきだというふうに私は思っていましたから聞いたんであって、町長の姿勢はいまの答弁でよくわかりました。

○議　長

ほかにございませんか。はい、窪君。

○１０番

いま改良住宅と町営住宅へのおふろの設置が完了したということでありますが、確認ですが、設置件数とこの設置に対しましてかかった経費の総額を教えていただきたいと思います。

○議　長

はい、監理課長。

○監理課長

設置戸数とそれから総額ということで、設置戸数につきましては４８戸でございます。それから、決算額につきましては４，２１０万８００円ということになっております。

○議　長

はい、山田君。

○８　番

いま、ちょっと議論をずうっと聞いてますとね、この共同浴場は町営の共同浴場ですよね。何か話が、若井地区だけのための共同浴場であるような話の流れであったように聞こえたんですけど、当初からの、昔からおふろが設置された理由は、衛生面も含めていろんな理由があったわけですけど、今回廃止されるということで、その一つの大きな理由、それは先ほどから話が出ております町営住宅におふろがなかった。その問題が今回はクリアされた。これは、共同浴場を廃止する理由ですよね。存続される努力というのが見えないわけですよ。

いま、部落差別に関して、同和対策事業が実質的になくなって後、現実に差別がまだまだ存在するのは事実でございます。その中で、いま、共同浴場は地区外の方も何人か利用されてるのが事実なんですよね。それによって、住民相互の交流も親交も深まるという、差別を撤廃する目的の一つにもなっているわけです。

そういった意味で、存続させる理由を考える、どうしたら存続できるんだということを考えたときにはですね、先ほど出ましたように、１人当たり２４２円の経費がかかっていて、いま大人が入浴料が１３０円、高齢者が１００円ですか。その辺の開きがあるわけです。老朽化も進んで経費もかかると言うのであれば、利用者を増やす努力とか、要は町営の浴場ですから、町民すべてが利用する権利を当然持っているわけです。利用者が増えることによっては、歳入も増えるわけです。利用者を増やすための努力というのを、これまで何らかの形でされたんでしょうか。その辺のことはちょっとひとつお聞きしたいと思います。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

利用者を増やす努力をしたのかというところでございますが、私の記憶の中では、特にこれといったＰＲはしてきてないというところでございます。その点につきましては、正直、そのように利用者を増やす努力というのは、そういう点では、ＰＲということは、不足してきているのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議　長

はい、山田君。

○８　番

確かにそういった意味では、存続させていくための努力というのはいままでにも見えないということで、これは先ほどからずうっと話も出てましたが、本来コミュニティーの場として、現実的に、最近あの人、ふろに来てないなということで、独居老人の方の孤独死が発見されたという経緯もございます。コミュニティーの場という意味では、いかに住民相互のコミュニティーが図れるということで、本来はそういう裸のつき合いができる場所というのは大事な部分であると思うんですが、本来、そういう意味で利用者の増、また、一たん値段の引き上げもされましたけども、そういった意味でも、歳入増を検討する部分が必要であったのではないかということを思います。

このことについては以上です。結構です。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、山口君。

○６　番

先ほどの質問でも指摘しましたように、高齢社会の中で地域のコミュニティーを大事にするっていうのは、地方自治体にとってもですね、地方自治の本旨である住民福祉の増進の基本になるというふうに考えます。そしてですね、質疑でも明らかになったように、跡地利用もなく、また、この地域、特に若井地域のですね、コミュニティー施策も不足する中で、考えてないという状況の中で、拙速な廃止というのについては問題が多過ぎる。こういう理由から、この

廃止条例案には反対いたします。

○議　長

ほかにございませんか。はい、池田君。

○１１番

廃止案に賛成の立場で討論を行います。いま、いろいろ議論されていたわけなんですけれども、やはり、同和対策協議会で答申が出されているということ、あるいは町営住宅へのおふろが完備したということ、あるいは議論がありましたように、耐用年数、相当来ていて、それの維持補修というのは大変大きな負担になっていくわけでありまして、やはり、そういうことを全体的に考えれば、ある一定の時期にこういう共同浴場は廃止すべきであるというふうに私は考えます。ただし、確かにね、おふろというのは、人と人とのつき合いということがありまして、いろいろ会話も弾む場所でもあります。できるならば、この施設後の利用につきましては、やはり、そういう人と人とのコミュニケーションが保てるような施設として、また新たに検討をいただくということを要望いたしまして、この共同浴場の廃止には賛成をしたいと思います。

○議　長

ほかにございませんか。はい、山田君。

○８　番

反対の立場から討論させていただきます。先ほども言いましたように、現実問題には、地区にとってもコミュニティーの場として、先ほど言った独居老人の孤独死の発見等にもつながった経緯もあり、いま、利用されている方々は本当に先を見ても不安で、なくなるということに対して大変落胆されておられます。特に高齢者の方ですが、おふろが家にあっても、なおかつ共同浴場を利用することによって、自分の心の安らぎ等も求められたところも多かったのではないかと思います。また、先ほど申しましたように、差別の撤廃という面からも、地区と近隣住民の方々の親交、交流を深めるということは大変大きな役割を持っていた施設だと思います。そういった意味から、町は本来、もっと利用率の向上等を含めて、存続するために努力するべきであったのではないかという観点から、この条例については反対の立場を表明いたします。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第１号について採決をいたします。
本案について原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

○議　長
挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。
日程第６　議案第２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。
本案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長
議案第２号　提案理由説明

○議　長
これより本案に対する質疑に入ります。
質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第２号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第７　　議案第３号　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第８　　議案第４号　特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第９　　議案第５号　教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第６号　平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

以上４件については、会議規則第３７条の規定により、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由を求めます。

まず、議案第３号の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長

議案第３号　議案第４号　議案第５号　議案第６号　提案理由説明

○議　長

これより議案第３号の質疑に入ります。はい、山口君。

○６　番

まず、１年間とした理由、それからですね、非常勤の特別職、それから常勤特別職、教育長、議会議員、それにこの後出てくる職員もありますけれども、この部分、要するに旅費を不支給から一部復活させるという部分で、それぞれ予算上、実際どうなるかは別にしておいてね、既に２３年度の予算では上げてると思いますので、幾らの予算を上げているのか。それと、１点、滋賀県が入ってなかったようですけれども、これはあれですか、奈良県と隣接しているところを全部載せて、それ以外は載せていないという。

「入ってるやん」の声あり

○６　番

入ってた。失礼。それはいいです。

以上、２点答えていただけますか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

まず、１年間とした理由でございます。先ほども提案理由の中にも触れまし

たけども、一つはやはり財政難が引き続き続いているというふうな状況の中で、もう１年間延長してということが主な内容でございます。本来でしたら、当然、その日当支給につきましては、地方公務員法、地方自治法等にかんがみまして、支給しなければならないというふうにはなっておるんですけども、一定制限を設けたというふうな内容でございます。

それから、復活後の予算につきましては、今回の内容につきましては、いわゆる近畿圏内においては、宿泊を伴う場合は別ですけども、日当が出ませんので、基本的には予算の段階で特段大きな額、ちょっと数字は持っておらないんですけども、２３年度予算の中で大きく変更したというふうな内容にはしておりません。

それから、滋賀県云々につきましては、先ほど提案理由の中に申し上げましたように、滋賀県も含んでおるというふうなことでございます。

○議　長

ほかにございませんか。はい、髙幣君。

○９　番

細かいことになるかもしれませんけれども、いわゆる一般企業においてはこういうふうな事例が多いと思うんです。半日、１日と、この区分けでやっている場合もございます。それから、近距離という言葉、これ、なかなか範囲は決めにくいんですが、近距離出張、それから遠距離出張、この辺もキロ数において決めている。例えば１００キロ以上１００キロ未満とかね、こういう感じで決めるんです。そのあたりは御検討なされたのでしょうか。１点。

２点目は、これ、大体、私もわからないんですけれども、金額的にどれぐらいこれで節約しているのかなというんですが、どれか事例があれば、一つ言っていただければと思います。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

ただいま議員がおっしゃった近距離、遠距離での日当の額云々については、そういう考え方ももちろんあると思いますし、また、いま現行の中で、附則でこうやって限定的にしておりますけども、もともとの中ではそういう意味合いで、何キロ以内、何キロ以外というふうな形の条例内容になっておると思います。ただ、いまもおっしゃったようなことの観点も含めて、今後、いま限定的な、時限的な内容にしておりますけども、改めて日当のあり方等々については考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○９　番

金額は。

○総務財政課長

それから、金額につきましては、いまのところちょっとまだ正確なやつを持ち合わせておりませんので、改めて考えてみたいというふうに思います。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第３号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第３号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、議案第３号については原案どおり可決されました。

これより議案第４号の質疑に入ります。４号の質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第４号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第４号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、議案第４号については原案どおり可決されました。

これより議案第５号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより議案第５号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第５号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、議案第５号については原案どおり可決されました。

これより議案第６号の質疑に入ります。
ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより議案第６号に対する討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第６号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長
異議なしと認めます。よって、議案第６号については原案どおり可決されました。
１０時３０分まで暫時休憩をいたします。

（ブー）

休　　憩　（午前１０時１８分）

再　　開　（午前１０時３１分）

○議　長
それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長
日程第１１　議案第７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長

議案第７号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、森田君。

○４　番

お金がないからということ、よくわかるんですけども、当然、労組との合意形成はできてるんでしょうか。

○議　長

総務財政課長。

○総務財政課長

はい。昨年末より労働組合との交渉を積み重ねて、合意は形成できております。

○議　長

ほかにございませんか。はい、山口君。

○６　番

平成１７年から賃金カットを行ってですね、１９年度まで。それから、２０年度からいまの率になったということなんですが、全部で６年間だと思うんですけどね。この６年間のカット総額、幾らになりますか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

１７年度からずっと引き続きやっております。大体、この間に正確に金額はというふうなものはちょっと持ってないんですけども、大体毎年毎年やはり職員構成や職員の人数も変動がありますので、正確にはちょっと言えないんですけども、大体６，０００万から７，０００万ぐらいの年間削減ということになってますので、４億５，０００万程度になるんではないかなというふうに思います。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

いや、正確に持ってないって、ちょっとおかしいんちゃうか。１１月の住民説明会には、財政効果としていろんな数字、出してるじゃないですか。当然、毎年毎年職員がかわると言うたって、細かい数字までは言わないけれども、平

成１７年と平成２２年で職員数、何人違うんですか。六、七千万ってそんな大まかな数字。当然、人数、減ってきて、額も減るでしょう、少なくなるでしょう、人数が減れば。こういう議案出して、組合と合意しているんだったら、数字、ちゃんと出してくださいよ。１年ごとに出してください。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

はい。そうしたら、わかる範囲で、また改めて出してみたいというふうに思います。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

わかる範囲って、ちょっと課長、おかしいんちゃう。職員の人数もわかってるし、顔も全部わかってるんですよ。わかる範囲って、どういうことよ。当然、職員が何人いてたかわかるわけやから、月分だって出せるんやで、普通なら。６年間にもわたって職員の給料をカットしといてね、きちっとした数字、出すべきでしょう。職員組合とどういう交渉をしているか知りませんが、私が労働組合の組合員やったらそんなん納得しませんよ、普通。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

その辺の数字につきましては、毎年、住民説明会の資料の中にも入れておりますので、その数字になりますけども、また改めて御提示させていただきたいと思います。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

そうしたら、もう一つ。１年間延長するわけですから、２３年度、いまいてる人数、来年やめる人もいるかもわからないから、若干変更があるかもわかりませんが、２３年度予算では、じゃあ、この１年間のカットの、町から言えば財政効果、職員から言えば給料カットになるんだけど、その総額、幾らになりますか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

改めて、正確には２３年度予算の中で示させていただきたいと思いますけども、いま、おおむね申し上げられる数字としましては６，１００万程度かなというふうに思います。

○議　長

ほかにございませんか。はい、山口君。

○６　番

それとね、この間、３年、３年と来て、さっきも旅費のところで１年、何で１年やて聞いたら、財政が大変やからと。ちょっと答弁にならない。何で１年なのかと。要するに、１年たったらもとに戻すということなんでしょう。いままで３年というのは、要するに相当大変であって、町長のいろんな発言からすればですね、財政的にはこの３年間、単年度収支は黒字で来たと、一般会計、普通会計ね。だから、あと１年職員に我慢してもらえれば、平成２４年度からはもとに戻せますよと、こういう合意をしているんですか。そこのところ、はっきり。職員組合とはその辺の話し合いは、１年にしたのはそういうことだと理解していいのかどうか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

職員組合との合意の内容につきましては、いまおっしゃったような内容でございます。

○議　長

ほかにございませんか。はい、森田君。

○４　番

そうすると、財政が健全化したら、職員の給料を戻すということをおっしゃっているのか。ということをおっしゃってるんですね。というのはですね、そのまえに固定資産税の増税との絡みが、住民とあるわけなんですけど、その辺のことをどう考えておられるのか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

当然、健全化すれば、本来定められた給与に戻すのが当然かというふうに思ってますので、そうさせていただくということになると思います。

固定資産税の話につきましては、基本的には固定資産税というのは、税条例の改正でやっています。いまの税率を決めております。根本原因としては、まず、財政の問題があるんですけども、ある意味別の問題というふうには考えて

おります。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第７号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１２　議案第８号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長

議案第８号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第８号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１３　議案第９号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長

議案第９号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第９号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１４　議案第１０号　平群町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案説明を求めます。はい、健康保険課長。

○健康保険課長

議案第１０号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、髙幣君。

○９　番

附則のところの２番で、同年度の決算、２２年度で決算をするわけですけれども、その剰余金というのは、一般会計繰り入れになるんですよね。大体、いま現在どれぐらいの金額が、プラスなのかマイナスなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

決算見込みでございますが、現時点ではですね、少し足りないかなというふうに考えておるところでございます。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１０号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１５　議案第１１号　平群町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、福祉課長。

○福祉課長

議案第１１号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１１号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１６　議案第１２号　平群町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、健康保険課長。

○健康保険課長

議案第１２号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対し質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１２号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１７　議案第１３号　平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、福祉課長。

○福祉課長

議案第１３号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対して質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１３号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１８　議案第１４号　平群町農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。経済建設課長。

○経済建設課長

議案第１４号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、森田君。

○４　番

建議書が出ているということで理解できるわけなんですけども、選挙権というんですかね、そういう方は、いま何名いらっしゃるんでしょうか。

○議　長

はい、経済建設課長。

○経済建設課長

農業委員の選挙人名簿の登載者の人数でございますが、１，３７９名、世帯で言いますと５３３世帯ということでございます。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１４号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第１９　議案第１５号　平成２２年度平群町一般会計補正予算（第７号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、総務財政課長。

○総務財政課長

議案第１５号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、池田君。

○１１番

まずね、別添の資料で、光をそそぐ交付金充当事業及びきめ細かな交付金充当事業について、いろいろ詳しくまとめていただいてるということで、非常にわかりやすく理解できたというふうに思いますが、ただ、この人勧による減額分ですね、そのことについて非常に多岐にわたって書かれていますので、できたらこの部分について給料とかあるいは手当等々、もう少しまとめていただいた資料がほしかったなという気はしますが、それで、そこの部分についての今回の補正額が一体、トータルでですね、幾らになるのか、少し教えていただきたいと思います。

○議　長

総務財政課長。

○総務財政課長

人勧に伴いますトータルでの影響ですけども、共済費も含めてですけども、約８７９万円の減額になっております。

○議　長

ほかにございませんか。はい、植田君。

○５　番

今回出ている中のごみステーションの整備事業のところで、１９ページでちょっとお聞きをしたいんですが、これは、これまでいろんなごみの住民説明会の中で、住民の方々から要望があった部分だと思うんですけれども、これ、今回要綱も一緒に出てるんですけれどね、かなりこれを申請するのに相当いろんな添付書類をぎょうさんつけなあかんという問題、もう少し簡素化できないかという問題と、それから、これによっては、ステーションの細分化というのも当然出てくるであろうということは考えられるんですね。そこら辺も含めて、この補助事業を進めるに当たっての住民への周知徹底をどのように考えておられるのか、この点もお聞きをしておきたいと思います。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

ただいま御質問をいただきましたごみステーション整備事業に係る補助でございます。要綱として制定させていただきまして、今般から整備に関する補助

という形で、地元対応という形で進めていく予定でございますが、御質問の要綱の内容をもう少し簡素化というところでございます。どう言いましょうか、要望、要求に当たりましては、自治会での対応、自治会からの要望をしていただく中で、やはり、それなりに管理体制、あるいはいろんなことの取り決めというのは要綱で定めた中で、やはり申請をいただきたいというところでございます。そういうようなことで、御理解をいただきたいと思います。

それから、ステーションが細分化されるのではないかというようなところでございますが、基本的にごみのステーションにつきましては、いま現行のステーションでお願いしていきたいところではございますが、地元事情によってはそうもいかないところもございますから、その辺につきましては臨機応変に、町としては対応させていただきたいとは思っております。ただ、数年前にもごみステーションの集約をお願いしたいというところで、地元自治会にもお願いもしてきた経緯もございますが、何分、平群町のごみステーションは１，０００カ所ほどございます。収集の合理化っていうんですか、収集体制をできるだけ合理的に進めるためにも、やはり集積場所というのは、ある程度集約も自治会へお願いをしていきたいというふうな考えでおります。

あと、住民への周知といたしましては、今般、大字総代、自治会長あてにこのような内容の補助制度を設けさせていただくというところの周知をさせていただく。また、住民さん向けにも個別に啓発のチラシを、いま準備をしております。そういうところで、住民さんへの周知もきっちりとさせていただくような予定でおるところでございます。

以上です。

○議　長

はい、植田君。

○５　番

私が言うたのは、だから、ごみの補助金交付申請書にね、添付書類として集積場所の位置図､これは仕方がないと思うんですが､ごみ集積所設置等見積書、それからごみ集積所平面図に立面図と、ここまでつけなあかんものなのかなというのが、ちょっと思ったんですね。やっぱり、利用してもらいやすい、基本的にはこれによって、段ボールで出してもらうのを防いでですね、ごみの減量化につなげていこうという一つの方法、方策としてこういう対応を、行政としてやろうという形になったと思うんです。交付金がついてくるというのを利用してね。そういう意味では、それがもう少し簡素化してですね、申請できるような状況をつくっていただきたいなというのが一つ。

それと、これ、１カ所について５万円が上限ですよね、たしか。集積場所に

よっては２０件、３０件とかという形で出されてるところもあるんです。いろんなところがありますから。せやのに、それを１カ所５万円となったら、ちょっとこれはかなりしんどい。だから、細分化ということも、基本的には出てくるのではないかなというふうに私は考えたのであって、それはそのように、やっぱりそういう状況が発生した場合はきちっと対応していただきたいというふうに思います。

それから、周知についてはいろいろ、自治会、総代会、住民向けにも周知をされるということですので、それは十分、住民の方が利用しやすいという状況の情報提供はお願いをしておきたいと思います。

○議　長

はい、髙幣君。

○９　番

１８ページ、民生費、ふれあい推進事業費ですが、ここで後ろのほうに住民生活に光をそそぐ交付金の充当事業というのがありますので、そこのページでちょっと聞きたいんですが、２番目に総務財政課で、人権啓発施策にかかわる事業費、講演会における講師謝礼、啓発物品、公用車、事務用机、いす等の整備とあるんですよね。そうすると、１８ページを見ますと、２５０万円の車を買うと。それから消耗品ですね、１１７万円とかいろいろあるんですが、もうちょっとこの中身、特に充当事業についてのページの人権政策強化事業と、この中身を詳しく言っていただけますか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

今回、光をそそぐ臨時交付金の該当する事業がないかということで、一応検討して、内部で検討した結果をお示しさせてもらってます。中身につきましては、人権啓発に係ります講演会を実施することでの講師謝礼として３０万程度、それから消耗品ということで、この間財政難で人権啓発の啓発物品等々については整備できておりませんでしたけども、そういったものを整備する、またその事務用品としてこの交付金を活用して、コピー用紙等々などもオーケーということですので、それを合わせて１１７万程度。それから、備品購入費につきましては、主には車両購入ということで、車両が非常にいま、御承知のとおり、老朽化が激しい車両が多いですので、それを廃車して、この事業に当てはめて広報啓発用スピーカーをつけた省エネ型タイプの車を購入させていただくというのと、事務用机、いすなんかにつきましてもかなり老朽している。会議室等々でもありますので、これらについても充当させていただくというふうな内容に

しております。

○議　長

はい、髙幣君。

○９　番

以前から、最近はいろんな交付金をいただくんですけれども、何か車の話がいつも出てくるんですよね。本来的には、町としては、そういう車両については計画性を持って車両の購入というものをやっていかないといけないんです。だのに、こういう交付金が来て、ちょうど都合がいいわと言って車を買うと。前回もあったはずなんですね。もう少し、こういう交付金の有効活用についてはどんなふうに話し合いをなされているのか、この辺ちょっと、私は疑問を感じているんです。１点。

それから、もう一点は、これは農林商工のほうになると思うんですけれども、経済建設になると思いますが、先日の法律相談の先生がお越しになった講演会がございました。あれについては、どんな感覚でおやりになったのか。金額を聞いてみると１００万とかというふうな感覚なんですよね。我々、各種団体さんもいろんなイベントをなされ、いろんなことをやられているわけです、ああいうふうな講演会を。それを見るのと、今回のあの講演会と、余りにも雲泥の差があったという感じを持っているんですが、どこが所管か知りませんけれども、ちょっとおかしかったんじゃないかなと。例えば、あこへ入っていっても、人数的にも１００人いたかなと。そして、１００万円とかいう言葉が動いたら、１人１万円の講演会を聞きに行ったようなもんなんですよ。このあたり、どんなふうな見解でおやりになったのか、担当部署、ちょっとお願いをしたいと。この２点、よろしく。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

車両の話がございました。当然、もちろん計画的に車両配備をしていかなければならないというふうに思っています。先ほども申し上げましたように、かなりせなあかんのですけども、なかなかこの間、財政難を理由にできてこなかったというふうなことで、ここ一、二年の中で、そんな中で、いろいろ国のほうからの臨時交付金等々がありますので、その交付趣旨に乗った内容で購入できるものについては、一般財源やなしに交付金を活用してということで、もともとはその交付金がなければ、当然一般財源として計画しなければならないものであったのではないかなというふうに思ってます。今回の部分についても、廃車車両は使用年限が１８年たっているような内容の車を廃車して、車両を購

入するというふうにしております。

それと、交付金の有効活用のあり方とか、交付金の活用の方針ですけども、これにつきましては、いまも申し上げましたように、基本的には財政難の中で積極的な予算編成がこの間ずっとできてません。そんな中で、やはり必要なものも削らざるを得なかったというふうな中で、今回こういったいろんな交付金が出たときに、これに当てはめられる内容のものでありましたら、まずそれを優先して当てはめていこうというふうなことで、そういう方針で臨んでおります。

○９　番

もう１個、講演会のほうは。

○議　長

髙幣君、補正予算に対する質問やから。

○９　番

講演会がこの中に入ってないんならいいんですよ。

○議　長

ここに入ってないやろう。入ってんのか。

○９　番

入ってないの。

○議　長

補正予算やで、いま。これから執行しようというやつやから、ちょっと勘違いやね、髙幣君。補正予算やから、これから執行しようというやつやから、執行したやつちゃうのよ。せやから、そこをちょっと。

○９　番

はい、わかりました。

○議　長

はい、奥田君。

○７　番

１９ページ。先ほど、きめ細かな交付金の中で、若葉湯の煙突の工事が出ましたけども、その煙突の工法をちょっと説明していただきたいと思います。つぶす工法をね。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの御質問でございます。先ほどから御説明させていただいてますように、若葉湯の煙突がかなり老朽化する中で、今回補正予算として、撤去工事

を上げさせていただいているというところで、工法的には、いま積算として金額的に工事費として４０５万３，０００円ということで、積算金額を上げさせていただいておりまして、工法的には一応、簡単に言いますと、仮設で建屋を建てまして、煙突を簡単に言うたら輪切りにしていく。で、クレーンでおろすと。その工法が何と申すのか、ちょっとわからないんですけど、一応簡単に言いますと、そのような工法で撤去工事をしていくというようなことで、その積算として､いま金額を上げさせていただいているようなことでございますので、よろしくお願いします。

○議　長

はい、奥田君。

○７　番

その煙突の中にも、いろいろ調査した上の工事やと思います。鉄筋が入ってあるか、またはアスベストが入ってあるか、いろいろそういうなんは調査しておられますね。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

ただいま申していただきましたその調査につきましては、測量設計費という形で見込んでおりますので、その中でまた検討、中身について確認をしていきたいなというふうに思っております。

○議　長

はい、繁田君。

○１２番

２５ページの分なんですけれども、きめ細かな交付金を充当して、総合スポーツセンターウォーターパークの維持補修工事をされるということで予算をつけられています。４８６万１，０００円の工事請負費なんですけれども、具体的にどのような工事をされるのか、御説明をいただきたいと思います。

それから、同じページの学校給食センターなんですけれども、これについては、ガバナの取りかえと野菜裁断機、これの修繕になるんですかね、購入になるんですかね、一応内容としては書かれているんですけれども、現在、学校給食センターの備品っていいますか､設備関係がどういう状況になっているのか。冒頭にも、予備費を流用されて修繕をされたという御報告が総合政策課長からもあったんですが、現況、どうなっているのかということについても、少し説明をお願いしたいと思います。

○議　長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答え申し上げます。

まず、保健体育総務費の工事請負費の関係でございます。これは、ウォーターパークのほうの関係でですね、2点の工事を予定をいたしております。まず、一つは、ウォーターパークの子ども用のプールがございます。プールに入ってすぐ右側に、非常に浅い子ども用のプールがあるわけですけれども、ここの底面、底の面ですね、これはもう数年前から、一つは水深が非常に浅いということで、気温の変化を非常に受けやすいという、基本的にはそういう問題がありまして、空気を入れて膨らませたようなですね、それが割れて亀裂ができるといったような状況が随分続いております。毎年、部分補修を重ねてまいりましたが、大体数十万円程度かかるんですけれども、この機会にですね、この機会にといいますか、全面的にやりかえなければならないという状況でありましたので、今回交付金を使ってやりたいというふうに思っています。面積的には、３７５平方メートル程度というふうに記憶をしていますが、それで金額にして３９３万７，０００円という形での計上をお願いをいたしております。

もう１点につきましては、同じくウォーターパークのですね、何と言いますか、防滑シート、要するに滑りどめのプールサイド全体に敷いているレザーシートですね。これも御承知をいただいているかと思うんですけれども、非常につないでいるところがめくれてきてですね、その都度ですね、カッターでこれを切りまして、部分的な補修をずっと繰り返してきました。かなり、状況としては見苦しい状況になってきているというような状況でございます。そういうことがございますので、これもですね、今回は金額的には９０万円程度、９０万円少しの金額をお願いしているんですけれども、これですべてやり切れるという状況ではもちろんございませんが、できるだけですね、目立つ部分については、新しいものにかえていきたいということで、このプールサイドの防滑シートの張りかえを考えています。

それから、２点目の給食センターの器材についての状況をということでございますが、その前に、まず、修繕料については、これはＬＰガスの遮断器、ガスの遮断器ですね、何かあったときにガスが自動的に遮断されるというこの弁が壊れておりまして、これを取りかえるというのが１点。それと、もう一つは、施設備品購入費の中のさいの目機、野菜の裁断機でございますが、これはですね、製造から申しますと約３０年を経過した機械でございます。この裁断機を、当初、修繕で使えないかということも検討させていただきましたが、実際にはですね、これはもう取りかえをしなければならないということになりまして、

今回、このさいの目機の取りかえということで、備品購入費を計上させていただいております。

そのほかにもですね、先ほどおっしゃっていただきました、急遽予備費を充用させていただいた分もございます。給食センターの中の器材は、全体としてはかなり古くなっています。それぞれ、項目ごとに機械をすべて挙げましてですね、経過が何年たっているか、あるいは一般的な耐用年数は何年か、そういうことをまとめましてですね、できることであれば、毎年これを入れかえていく、あるいは毎年具体的に壊れていなくても修繕をしていくという、そういうことが望ましいというふうに考えて資料のほうはつくっているわけでございますが、実際にはですね、なかなか具体的に修繕を要するという状況にならないとですね、やはり、なかなか予算化されにくいという状況であるということで、御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議　長

はい、繁田君。

○１２番

まず、プールのほうは、子ども用プールの底面の張りかえと、それから、プールサイドの滑りどめのシート、全部はできないけれども、劣化の著しいところから張りかえていくということだったんですが、もう大分前からですね、自動の洗身用のシャワーが使えなくなっているっていうふうに聞いてるんです。やっぱり、プールというのは、不特定多数の方が使用されるものですから、衛生上ですね、そういう状態を続けていていいのかなという疑問があるんですが、当然、問題がないから、現状のままでいっているんだと思うんですけれども、修理代がかなりかかると聞いておりますけれども、その点についての対応はどういうふうに考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、学校給食センターの件なんですけれども、いま、野菜の裁断機が３０年経過という説明だったんですよね。給食センター、いまの場所に建てかえられてから２０年ぐらいだと思うんですけれども、そうすると、以前から使っていた機械をまだ使えるからということで、現在のセンターのほうにも持っていかれて使っておられたということになるかと思うんですが、かなりそういう点ではいろんな部分で老朽化が進んでいると思います。やはり、子どもたちの学校給食ですから、突然使えなくなったとか、突然給食が供給できなくなったという状態は、これは絶対に避けていかなければならない。そういう事態を絶対招いてはいけないというふうに思うんです。ですから、毎年点検をしてですね、予算要求をされているということなんですけれども、やはり、この点に

ついては、築２０年という経過も考えながら、改めてきちんとですね、備品とか計器類については、きちっと整理をして予算要求を上げていただきたいと思うんですが、再度、その点についての御答弁をお願いします。

○議　長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ウォーターパークのシャワーの件でございますが、もともとあるものというか、取りつけたものでございますから、これは必要性があって取りつけたわけでございます。ただ、現在の壊れていますシャワーにつきましては、電磁弁によりますシャワーでございまして、その一つ奥にですね、もう一つ、手でバルブをあけ閉めするシャワーがあります。それを現在使っています。当然ですね、必要があってつけたものでございますから、これも修理を早くしたいわけですけれども、電磁弁によるシャワーはですね、非常に高くつきまして、現在聞いておりますのは、１２０万円程度の工事費がかかるということになっています。これもですね、教育委員会全体の予算の中での優先順位を十分考慮をしなければならないということで、早い時期には取りかえをしていきたい、修理をしていきたいという考えには変わりはありませんが、いますぐにというわけにいかない状況でありますことを御理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、給食の問題でございます。これは、センターとも議論をしています。基本的な考え方としては、いろんな器材がありますけれども、その器材が壊れたり、あるいは動かない、壊れるということですね。壊れたりすると、給食そのものを基本的にとめなければならないといったものについては業者点検の中で、そういうことがあってはなりませんので、給食をとめるということはあってはなりませんので、そういうものを優先してですね、これは予算要求もさせていただいて、一定の予算もつけていただいているというふうに考えています。ただ、若干ですね、例えば修繕を要する状況になっても、給食そのものを配食するのに、直接直ちに影響しないものというのもあります。こういうものについては、できる限りですね、具体的に修繕を要する状況になるまでは、いまの段階ではすぐに修理はできないなというような形で、優先順位をつけながら要求をさせていただいているということで、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議　長

ほかにございませんか。はい、戎井さん。

○１　番

１２ページでいったほうがええのか、こっちのほうがわかりやすいんですが、きめ細かな交付金のところの一番上に、自治会に対する集会施設整備補助金で１２０万２，０００円つけておられる。内訳も書いてあるわけですけど、これは、こういう補助金、交付金が出る出んにかかわらず、従前からこの各自治会から要請のあったものをたまたま合計して、この補助金でおやりになったと、こういうことの理解でいいんですか。

○議　長

はい、監理課長。

○監理課長

この分につきましてはですね、いま議員おっしゃいますように、自治会のほうから要望がありましたものをまとめております。この事業に対象にならないという場合はですね、２３年度予算という形で、また予算要求していくという形になるかというふうに思っております。

○議　長

はい、戎井君。

○１　番

たまたま今回は交付金が。たまたまというと失礼ですけども、それで実現できたんだろうと思うんですけど、いろいろ各自治会の集会所というのは建って長いことたってる、経過してる集会所もありまして、いろいろ要望はあるかと思うんですね。でも、町の財政を考えて、どうせ申請してもなかなかしてくれへんやろうというようなことで、遠慮してるところもあるかと思うんですよね。特に、前年にちょっと手直ししてもうたら、もう翌年、２年続けてお願いするのは遠慮せなあかんなというような雰囲気が僕はあるように思うんですよ。交付金が出ることに決まって、対象になるようなものがほかにもある場合、これ、言うたら悪いけど、申請したもん勝ちみたいな形になってしまうのはちょっとどうかと思うんですけども、その点、今後、こういう交付金が出てくるときですね、以前に申請なり要望なりが出てる自治会だけに実現ができるということはちょっと不公平なような気がするので、その点の配慮をお願いしておきたいと思います。

○議　長

はい、窪君。

○１０番

１２ページですけれども、いま、住民生活に光をそそぐ交付金で、町の公式ホームページのリニューアルが２７８万３，０００円計上されておりますが、やっとホームページがリニューアル、この交付金を使ってされるということで、

大変喜んでいるんですけれども、ホームページはどこの自治体でもつくられておりますけれども、町の顔であります。大体いつごろ。これが補正予算ですので、可決したらすぐだと思うんですけど、大体いつごろリニューアルされる予定なのかということと、それから、お願いなんですけれども、業者に委託されるかもわかりませんが、やはりすばらしいホームページ、大変住民にとってわかりやすいホームページのところをしっかりと平群町としても勉強していただいて、業者にすべてお任せじゃなくて、いい内容のホームページをしっかりと研究していただきたいことと、それから、毎回ですけれども、更新がいままでは一職員の方が各担当課から１カ月に１遍ですか、集められて更新をしてくださるという大変な労作業をしていただいてましたので、この更新のしやすい体制づくりも必要ではないかと思います。その点、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう１点ですけれども、２３ページの教育振興費で、デジタル教科書の導入をしていただきますけれども、このデジタル教科書、もう少し詳しく教科書の内容と導入による効果の御説明をお願いしたいと思います。

○議　長

はい、総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

町のホームページにつきましても､かねて御指摘とか御要望もございました。今回、たまたま住民生活に光をそそぐ交付金の対象ということで、ホームページのリニューアルがかなったわけでございますけども、もともと平群町のホームページにつきましては、当初のデータ量に比べましても３倍というぐらいの情報量になっております。当然、１４年の開設以来全く更新していなかったということで、確かに見にくいということもございました。ただ、今回、住民生活に光をそそぐ交付金の補助対象、補助金の交付要綱に沿ってするということで、具体的にどういうことかと申しますと、いわゆる弱者対策であるとか、そういった人に対するリニューアルをするということを含めまして、まず高齢者に優しいということで、拡大文字を使うということと、古いタイプのホームページで画面を見ていただきますと、真ん中。テレビでいいますと４対３ぐらいの割合のやつがいまでワイド画面になっているということで、新しいホームページにつきましては、横長、結構横幅が広いということを含めまして、１ページでできる情報量につきましては若干少なかったんですけども、それも広く使えるようにして、情報量を多くするということで見直していきたいということも考えております。ただ、内部の職員によりましても、昨年に検討委員会もつ

くりまして、ホームページのリニューアルにつきましては、どういう形でするかということも検討しているところでございます。一応、補助金の申請等々もございますけれども、目標といたしましては、平成２４年１月にスタート目標ということで考えているところでございます。

それから、更新のことにつきましてですけれども、いままででしたら、災害のトピックス的なデータは一部すぐにアップできたんですけれども、いわゆるＣＭＳ、コンテンツマネージメントシステムといいますか、緊急のデータにつきましては業者に委託せずにですね、庁舎内で直接更新できるシステムをあわせて今回は整備したいと。ただ、すべてがすべてということではございません。通常の更新につきましては、例年どおり業者委託と。かなり安い価格での委託をお願いしているものでございますので、いままでみたいな形になるかもわかりませんけど、ただ、緊急を要するデータにつきましては、庁舎内で更新が可能なようなシステムにもしていくということで考えております。一応、そういった状況でございます。

以上です。

○議　長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

デジタル教科書についてのお尋ねでございます。御承知をいただいているかと思うんですけれども、デジタル教科書というのはですね、実は平群町では電子黒板ですね。学校ＩＣＴの関連事業の中で、電子黒板を各小学校、中学校合わせましてたくさん配置をしていただきました。喜ばしいことに、本当に、あれはいま取り合いの状態でですね、電子黒板が使われているといううれしい報告をいただいております。

そのような状況の中で、最初にですね、いわゆる電子黒板、５０インチの大型テレビを教室に持ち込んで、それに映して授業をするわけですけれども、デジタル教科書というのはそのソフトですね。今回予算でお願いをしましたのは、当初に入れました国語の教科書でございます。もちろん、教科書そのものは、各教科すべてデジタル教科書は発売はされておりますが、これは非常に値段の高いもので２７万円程度。今回、１年生から４年生までをお願いしていますが、これだけで２７万円程度かかります。１教科です。国語です。

なぜ国語かといいますと、国語の授業はですね、低学年の子どもにそういう大画面に教科書を映し出してですね、それを一気に拡大をしたり、あるいは注目してほしい場所を色を変えたり、あるいは線を引いたり、そういったことで、非常に教材をつくるそういった手間も省けますし、また、子どもたちの興味関

心が一気に高まるということで、非常に高い効果をあらわすということが、全国的にも言われています。

そういうことで、平成２３年度に指導要領が変わりまして、教科書が変わりますので、そのときに新たなデジタル教科書導入をしないとですね、これまでの意味がないということで、非常に厳しい状況ではありましたけれども、１年生から４年生までの国語については、導入を御理解をいただけたということでございます。

以上です。

○議　長

はい、窪君。

○１０番

まず、ホームページのリニューアルですけれども、弱者対策ということをいま課長はおっしゃられましたけれども、目の不自由な方も音声でも聞こえるというものに改善されるのか、その１点だけお尋ねしたいと思います。

それから、デジタル教科書の件ですが、私も以前にデイジー教科書という部分で、まあよく似たものですけれども、質問させていただき、それによく似たものをデジタル､少し違うそうですけれども､導入していただくということで、国語の１教科だけということで、大変高価なものだと思うんですけれども、今回この補正を上げられてますけれども、今後またほかの教科もこのような交付金等できましたら導入されるお考えはあるのか､少しお尋ねしたいと思います。

○議　長

はい、総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

目の不自由な方に対するホームページの対応ということかと思うんですけども、町のホームページでいきますと、まず文字情報につきましては、目の不自由な方は、それぞれ持っておられる個々のパソコンで対応かと思うんですけども、文字情報を音声に変えるようなソフトは、そういう中で持っておられる方もおられます。ただ、ホームページの中でそれができないのはどんなものかいいますと、画像ですね。いわゆるグラフィックに対するものについては、これはどんな写真であるとかそういったことの、イラストであるとかについての説明がないということで、それにつきましては、画像等につきましてですね、テキストファイル、いわゆる文字のテキストファイルを埋め込んで、何とかそういった読み上げソフトの対応にならないかなということにつきましては、いま現在検討しているところでございます。

○議　長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回、１教科ということでございますが、いま少し検討を始めてますのは、国もですね、このデジタル教科書については、非常に効果が高いということで、５年後ぐらいにはですね、相当の普及を目指したいというふうに考えています。そういう状況の中で、各社がこのデジタル教科書の研究を始めています。全く違った形で、例えばインターネットを利用してすべての教科を配信するというふうな手法も、既に市販されているということも聞いています。そういうことで、金額的にもですね、ここ何年かの間に随分変わってくるんではないかということも含めて、情報をしっかりキャッチしながらですね、できるだけたくさんの教科が導入できるように考えてまいりたいというふうに思います。

○議　長

はい、窪君。

○１０番

ありがとうございます。

ホームページ読み上げソフト、いろんな読み上げのそういう対応をしているホームページが大分増えてきておりますので、町のほうもお願いしたいと思います。

いま、デジタル教科書も、大変いい教育環境にどんどんどんどん進んでいくということがよくわかりますので、今後ともどうか取り組みをよろしくお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議　長

ほかに。はい、森田君。

○４　番

１８ページの車の件ですけども、他の議員からありましたんですけども、買いかえるということで、古くなったということなので、具体的に。前回の補正のときでも申し上げたんですけども、何年度の車が何キロ走ったから買いかえるということが、やはりきっちり御説明もあってしかるべきじゃないかなと思います。

それとですね、２０ページの農業委員会費で超勤が３０万ほど出ておりますね。これから執行されるもので３０万というと、もうほとんど期間もないことですので、どういうことでこの超勤が発生するのか、その２点、ちょっとお答えいただけませんでしょうか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

車両の分です。先ほども少し触れましたけども、今回、購入に当たって廃車する予定の車につきましては、使用年限が初年度登録平成４年のもので、使用年月が１８年､それから走行距離が１６万２,０００キロのものでございます。

○議　長

ちょっと待って。もう一つあった。超勤のやつがあった。

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

農業委員会費の分については、現行の。ちょっといま、執行現額が詳しく、ちょっと持って来てなかったんですけども、不足する見込みになっているのでということです。

○議　長

はい、森田君。

○４　番

必要な金を出すということはよくわかるんですけども、やはり、議会にもきっちり説明もお願いしたいということと､もう一つはお願い事なんですけども、先ほど若葉湯の共同浴場の条例改定のときにもあったんですけども、煙突を今回撤去するということで、後の使用というんですかね、跡地の利用についてはですね、きっちり。逆に言えば、建物も撤去するということであれば、一緒にやれば安くできるわけですから、そういうことも、跡地のことも含めて、きっちり議会に、こういうことで説明も、跡地の利用も説明していただきたいということと、もう一つはお願い事なんですけども、道路の改修についてですね、路肩と路面の段差が、最近とみに少なくなってきていると思うんですけども、やはりけがのもとですので、そういうことのないように、一部ですね、見たところによるときっちり勾配をつけてやっていただいているところもあるんですけども、そういうことをあわせて注意して、執行いただきたいというお願いを申し上げておきます。

○議　長

ほかに。はい、山田君。

○８　番

いま、道路の路肩のほうも森田議員のほうから出ましたけど、２０ページの町道の補修なんですけど、ちょっと具体的に位置、場所、路線で書いていただいているんですけど、大体どの辺の部分なのかちょっとわかりにくいので、御

説明いただきたいのと、それから、工事の内容、オーバーレイだけなのか、それ以外の工事の内容も伴うのかを御説明いただきたい。

それと、もう１点、中学校の耐震大規模改造の件なんですけども、１，２６２万７，０００円の交付金を充当するということで、安心・安全な学校づくり交付金ですか。いままでの流れの中でも、通常、耐震工事なんかは交付金というよりも補助金、割合を決められた補助金という形で執行されてきたのが通常だと思うんですが、この時期にですね、ここに来てこの交付金ということで、その割合とかが変わっているのかも含めてですね、その辺の違いをちょっと教えていただきたいなと思うんですけど。以上２点、よろしくお願いします。

○議　長

経済建設課長。

○経済建設課長

道路新設改良費の工事内容でございます。これは、舗装工事ということで、３路線を予定をしております。内容につきましては、きめ細かな交付金の充当事業ということで、別添の資料で路線名を入れさせていただいております。

場所でございますが、まず一つは、緑ケ丘の場所でございます。これは、北幼稚園の正門前のところからちょうど緑ケ丘の正当公園の交差点、北小学校の外周道路、そこに接続する区域でありまして、延長が２４０メートル、これにつきましては､基本的にはオーバーレイということで､工法は考えております。

続きまして、初香台でございます。初香台につきましては、場所は、いま現在喫茶店がありますけども、その喫茶店のところから初香台の団地の中に進入する区域でございます。ただ、これは一部区間でございまして、いま考えておりますのは、延長で１２０メートル程度ということで考えております。この場所につきましては、基本的には現行の舗装を撤去しまして、打ちかえをするということでございます。

最後、もう１点でございますが、椿台でございます。椿台につきましては、椿台４丁目の区域の団地内、椿台中央公園のちょうど一つ外れたところの道路でございます。これは、延長１３５メートル、工法としましてはオーバーレイということで考えております。

以上でございます。

○議　長

はい、教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

中学校の耐震工事の関係でございますが、先ほど総務財政課長のほうからも説明があったと思いますが、安全・安心の学校づくり交付金の事業採択に伴い

ます補正ということで上げさせていただいておりまして、これまでとですね、具体的に何かが変わったということでは全くありません。そういった交付金を利用して、前倒しで２２年度に予算措置をして、繰り越しをさせていただくという形でお願いしたいというふうに考えています。

○議　長

はい、山田君。

○８　番

舗装のほうなんですけど、いろいろと３カ所説明いただきまして、オーバーレイもあれば、打ちかえということも検討いただいていると。先ほど森田議員のほうからもありましたように、その場所その場所によって、いろんな工法も含めて考えていただいてるんだなということがわかりましたので、よろしくお願いします。

それと、そうすると学校のほうのこれは、そういう交付金があったので充当したということで、補助割合とかも特に一切変わりがないということの理解でいいのかなということで、わかりました。ありがとうございます。

○議　長

ほかにございませんか。はい、山口君。

○６　番

まず、１８ページのふれあい推進事業費、さっきから質問が出てるんですけどね、講師謝礼３３万、消耗品、器具購入費とかいろいろ。要するに、人権啓発のために車両も買いですね、それから講演会もすると。これは、いつ実施する講演会の予算ですか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

人権啓発に関しましては、幅広く考えてます。もちろん、いままでやっております人権・命の尊さメッセージ集会とか、そういったのも視野にはあるんですけども、いわゆる平和啓発もそうですし、人権にかかわるものについて、いまは詳細にいついつこういうものにっていうふうなことができておりません。今回、光をそそぐ交付金そのものが最近出てきたという話で、そこまでできてないですけども、その辺のイメージとしては、講演会の講師料等の啓発に使っていきたいというふうなイメージとして持ってます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

いや、交付金をもらって、県を通じてですね、申請を出しているわけだから、当然３３万円の謝礼はどういうものに使うっていうのは、当然決まっているわけでしょう。いや、決まってるって、こういうことに使いますという計画が立ってるわけでしょう。車両にしたって、スピーカーつきの車両を買うわけだから２２０万。買ってから後は町がほかに活用しようとそれはいいのかもわからないけれども、一応人権啓発用として国から交付金をもらって買うということなんだから、当然その計画書を出しているわけでしょう、県に。その内容を説明してくださいよ。何に使うかわかりませんって、講師謝礼３３万、いろんなとこに使えますって、平和にも使えます。人権啓発というのは、平和啓発も全部使えるということでいいんですか。僕はわかりませんから、聞きますけれども。じゃあ、そういう具体的な。なぜ、これにこの交付金を活用するのに手を挙げたのかという、その説明が全然ない。

ついでに言いますとね、あと住民生活に光をそそぐ交付金、全部で２，３８２万円ありますけれども、そのうちの１，８５２万円はあすのす平群に使う。これは大いに結構なんですけれども、一つはですよ、そのまま全部基金に積み立てるというわけでしょう。来年、再来年と２年間で図書を買う金に使うんだと、こういうことじゃないですか。当然、一般財源で、２３年度にしたって２４年度にしたって、図書を買う費用は、予算はつくわけだから、それを前倒ししてるわけでしょう。何で、この２，３８２万円ついた交付金をこういう形なのかという説明が一切ないんですよ。住民生活にかかわる問題で、住民の皆さんにいろいろ町として福祉施策なり、また行政サービスとしてやらなければならないことはたくさんあると思います。そのうち、なぜこれを選んだのかというのが大事なんです。そこに町長の姿勢が、行政姿勢が問われるわけです。にもかかわらず、いま、そのうちの一つを聞いたやつが、謝礼３３万円計上しているけども、何に使うかまだ全く決まってない。ほな、どういう計画を出しているのか、説明してください。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

先ほども申し上げましたように、この交付金そのものが、去年の年末ぐらいに出てきましたので、すぐにそれに対応する。すぐに計画書を上げなさいという話でしたので、その詳細部分についてまでのものが積み上げとしてはできませんでしたので、県とも相談する中で、光をそそぐ交付金の交付対象そのものが、これまで光が当たってこなかったそういう事業、具体的に言いますと、いま議員おっしゃった図書館の充実化とか、あるいは人権の対策費とか、いわゆ

る社会的弱者にあるそういった知の地域づくり等々を対象に、メニューを考えてくださいということでしたので、こちらのほうでは、ちょっとあいまいではありますけども、具体的ではないですけども、大体先ほど申し上げましたようなところの内容のもので認めてもらえますかというふうなことで、検討、相談した額でございます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

いや、まあそれはいいんです。どこに充てるかは、それは町長の姿勢にかかわる問題ですから。いま課長がおっしゃった、住民生活にこれまで光が当たらなかったところに充てたいということであればね、それと弱者の問題の話もさっきからちょっと出てますけれども、それだったらね、これは答弁するかどうかは結構ですけれども、基本的に平群町が過去に、ほかの市町村がやらずに平群町独自でやってきた母子家庭に対する教育資金援助とかね、こういうところはもう何年か前に削られてですね、光が当たってないわけじゃないですか。そういうところに光を当てようとしなかったのかどうか。そういう点で言えば、非常に疑問なんです。

これは結局、来年度やる事業の前倒しをやってるわけでしょう。すべてとは言いませんが、ほとんどそういうことじゃないですか、さっきから答弁を聞いてると。だから、そこんとこで言えば、これはまた今回の議会の中で新年度の予算の審議もありますから、そこでも言いますけれども、これだけ国からいろんな金が来てるのに、新年度の予算では未確定財源２億以上組んでいるわけでしょう。そのことは、いま答弁は結構ですけれども。そういう金の使い方、どこに光を当てるというか、どこに重点配分するのかという使い方では、私は具体的に指摘、いまできませんけれども、非常にこの補正予算のいまの話を聞いててですね、不思議に思ったので、そのことは指摘しておきます。

それからですね、１９ページのさっきも出ましたごみステーションの設置補助金について２５０万。これね、僕、ごみステーションに町が補助金５万円出すのはいいんです。どのような、一つつければどれぐらいの規模のものがどれぐらいの金額するのか全然わからないので、町のほうで５万円の補助っていうのは、大体１カ所つけたら幾らかかって、５万円まで半額補助で、１０万円で５万円ですから、１０万円以内で済むものなのかどうか。

それと同時にね、旧村のいろいろ土地が余っていると言うたら語弊がありますけど、あいてるところは置きやすいでしょうけども、例えば私たちが住んでる団地などではですね、置く場所というのは非常に難しいんですよね。これ、

５０カ所で足るか足らんか議論のあるところですけれども、私はね、大きい団地も含めて、私の住んでる福貴団地でも、どこへ。つけるとなったら置く場所がね、道路しかないわけじゃないですか。そうしたら、どれぐらいの大きさのものかわからないですけれども、これ、消化できるかなと。僕は逆に消化できるかどうか非常に不安というか、思っているんです。設置、手を挙げられるかどうかです。だからね、町のほうで、自治会に任せるというような話でしたけれども、きちっと、つけてもらうんだったら、場所の確保も含めてね、町も入ってやらないと、自治会独自でやるっていうのは非常に困難なんです。町が入っても難しいかもわからないですけども。その辺、どのように考えているのか。これは全然足らんと思ってるのかね、その辺どうでしょうかね。

○議　長

はい、住民生活課長。

○住民生活課長

ごみステーションの件で御質問いただきました。今般、こういう形で補助をさせていただくということで、これと同じくして、別途で要綱を提出させていただいておりますけど、ごみ散乱防止ネットの配布事業、これも今般あわせて行う予定でございます。いま申されましたように、ごみステーションというのは、各自治会で基本的に設置をしていただいていると。当然、状況また事情など、いろいろさまざまな事情もございますので、基本的には設置される住民の方々で、ごみステーションについては設置をお願いしているところでございます。旧大字は設置しやすい場所が多いし、当然、新興団地になりますとなかなか設置しにくい場所も。それはそれぞれ場所によってはさまざまな条件がございます。そんなところから、ごみステーションの設置につきましては、いま申します補助の対象としては、かごタイプのものを設置していただくようなことで、今回の整備の補助。もう１点、先ほど申しましたように、散乱防止ネットの配布というのは、そういう条件が整わない、なかなかそういうかごタイプのものを設置できない条件のところにつきましては、散乱防止ネットを配布させていただくというようなことで、町のほうは考えているところでございます。何分、ごみステーションにつきましては、自治会の排出の皆さんで維持管理をしていただくということをお願いをしているところでございまして、ごみに対する認識をより以上高めていただくように、ごみ排出責任者として利用していただく方々でお願いしたいというところでございます。

以上です。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

ちょっと答弁になってないんですよね。言いたいのはね、もちろんカラス対策で段ボール出しを減らしていく、ごみを減量する。その中でこういうかごタイプのステーションにですね、きちっとしたこういうごみのかごっていうんですか、そういう箱を設置するということなんですが、実際ね、やってみないとわからない部分があるから、これを始められて、その中で検討もしていただいたらいいと思いますが、さっきも言いましたように自治会では、私の住んでいるところではとても。私が住んでいる通りには２カ所、ステーションがありますけれども、置く場所は基本的にないです。大きさにもよりますけれども。

そういうとこはネットで。ネットは、もう自治会によっては全部、自分たちで買ってやってるんですね。やってるとこも多いんですね。だから、ないとこはそれは補助してもらうのはありがたいんですが、ちょっときめ細かくやらないと成功しませんよということは言っておきます。

始めてからいろいろ出てくると思うんです。それは、うまくいけば一番いいですけれども、そのときどきにやっぱり行政が、一定いろんな意味で自治会とも相談しながらやらないと、こういうことは成功しないと思いますので、その辺はきちっとやっていただきたいということはお願いしておきます。

それから、もう１点、これは全体的なことですけれども、地方交付税がまた最後、増えたということで、基本的に、これで当初予算に比べれば１億６，７００万円ほど増えているんですね。特別交付税については、もう確定したのかどうか。それとですね、そのことも含めて、あと５月の臨時議会で最終的な補正が出るのか。これがほぼ最後のほうの補正なので、２２年度の一般会計の決算見通しについては、この補正後、いまの段階でどのように見ているのか、それを説明していただけますでしょうか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

特別交付税の分ですけども、これについては、議員も重々御承知やと思いますけども、まだ県のほうからは来てませんので、額はわからないということでお願いします。

それから、平成２２年度の決算見込みですけども、これについてもまだまだ歳入面、歳出面、それぞれ動きもあるかもわかりませんので、軽々に申し上げるわけにはいかないですけども、それを前提にということですけども、いま現在思っているのは、不用額も通年程度あるというふうなことも前提で考えますと、大体、実質収支がとんとんぐらいにおさまるのではないかなというふうな

見方をしています。ただ、これにつきましてはまだ、いまの時点では正確なものは言えませんので、その辺は御了解いただきたいと思います。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

今回の補正っていうのは、基本的に、最初のほうで説明があったように、国からの交付金が約９，０００万ですか、全部でね。これ、すべて新年度の事業をやっぱり前倒しというふうに言えると思うんです。この間、大体そういう方向でやってきてますけれども、それと同時にですね、減収補てん債も発行されて、一方で減って、一方で増えてますから、その辺はあれですけれども、全体として相当な金が来てね、もともと当初予算で未確定財源だった１億２，０００万円のうち７，６５９万５，０００円が、今度の補正で減らされたわけでしょう。残りは幾らですか、これ、４，３５０万ほどの未確定財源なんですよね。いまの課長の答弁でいうと、とんとんと言うけれども、通常どおりの不用額が出るとしたら、大体２億近く出るわけでしょう。ということは、これ、１億５，０００万ぐらいの黒字になる可能性もあるんじゃないですか。もちろん、あと国からの調整とかそういうことも含めて軽々には言えませんけれども、とんとんというのはないんじゃないんですか。その辺、もう一度、いまの私の指摘も含めて答弁していただけますか。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

その辺につきましては、まだまだ不確定要素がありますので、税収にしたってそうですし、歳出も先ほども言いましたように、不用額がどの程度になるか、また逆に言うたら、財政需要が増える部分があるかもわかりませんので、何とも言えないというふうなことで、財政課的に総合的に判断したら、いま言えるのはその程度ということで、御理解願いたいと思います。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１５号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

休憩に入るわけでございますが、１時から、２件請願が来ておりますので、委員会付託をさせていただきますので、日程と時間を議運で諮っていただきたいと思います。

そうしたら、１時半まで休憩いたします。

（ブー）

休　　憩　（午後　０時２３分）

再　　開　（午後　１時３０分）

○議　長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果を報告願います。はい、議会運営委員長。

○議会運営委員長（池田研二）

１時から議会運営委員会を開催いたしまして、まず一つは、請願２件につきましては、３月９日の午前９時から、厚生委員会を開催していただくということが、議運として決まりました。そして、続きましてですね、その後、委員会条例につきましての全員協議会の開催を、厚生委員会が終了後直ちに全員協議会をしていただくということも決定いたしました。

以上でございます。

○議　長

はい、御苦労さんでございます。

委員長の報告どおり議事運営をしたいと思います。

お諮りいたします。

請願第１号　国民健康保険税の引き下げを求める請願書

請願第２号　平群南小学校の存続を求める請願書

を日程に追加し、日程の順序を変更して、日程第２５の前、予算の前に議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。

請願第１号、請願第２号を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることに決定をいたしました。

事務局より、追加議事日程の配付をいたします。

追加議事日程配付

○議　長

それでは

日程第２０　議案第１６号　平成２２年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、健康保険課長。

○健康保険課長

議案第１６号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、山口君。

○６　番

国民健康保険会計っていうのは、予測部分があって難しいのは、何度も話をしているとおりですし、担当課のほうからもですね、そういう答弁が来るんですけれども、今回の補正で一般被保険者の療養給付費を６，１００万円減額。要するに、本人が３割払った以外の７割の分について、保険者である平群町が

医療費として払った分を６，１００万円減額する。当然、平群町が払った分のこの一般被保険者の療養給付費についてはですね、その３４％が国の療養給付費で支給されますし、９％は国の調整交付金、それからいまあった７％が県の交付金ということになるんですが、この補正予算だけを見るとですよ、６，１００万円、医療費が減って、国から来る金を１億１，２９７万８，０００円減らすというけったいなぐあいになるんですが、あとの県の交付金ともありますが、いろいろ数字、ややこしいんだと思うんですがね、なぜこんな逆転をしているのか、そのところを説明してください。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございます。歳出の療養給付費の分でですね、減額が６，１００万であると、それに伴って歳入の療養給付費の国庫の負担金が１億１，２００万円減額なのはなぜかと、こういう御質問ではなかったかというふうに思います。これは、既に御存じやと思いますが、この療養給付費の負担金を計算する計算式でございますが、先ほど申しましたように、５番の前期高齢者交付金で約１億円の増額をさせていただいております。この国庫負担金の計算をする場合、この療養給付費からまず前期高齢者交付金を除きまして、その分から後、積算をしていくということで、かなり大きく１億円の増額でございますので、増加をしておるということでございます。これについて、今回、いま議員お述べのようなことで、国庫の負担金が大きく減額をするというところでございます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

前期高齢者交付金が１億円増えたその理由もちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、一般療養給付費から前期高齢者交付金を引いて、さらに保険基盤安定負担金の２分の１を引いた金、これが国や県から出て、国県支出金のもとになる基礎の数字ですよね。当然、今回の補正と連動して、２月に行われた国保の運協に出された、これはあくまで見込みですけれども、今年度、平成２２年度の国民健康保険特別会計の決算見込みも出てますけれども、この数字は当然、この補正予算とも連動している。予算と決算ですから全く一緒ではないでしょうけども、連動してますよね。

その数字を、いま言った計算式に当てはめてみるとですね、平群町は最近いつも少ないんですけど、４，０００万ほど少ないんですよ。だから、課長がい

ま言った答弁ね、前期高齢者交付金が１億円増えたから、その分差し引きしたって、１億円も国からの金が減る、予算上減らせるというのはおかしいと思うんですよ。その残った金の数字を合わすために、たまたま予算で大きく組んでいたのを減らしたというのだったらまだ理解はできますが、いまの説明ではそうではないでしょう。１億円を引いて、その計算式で全部合いますか。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、これにつきましては、一般療養給付費に一般療養費、それから一般高額療養費、これらの一般分をすべて足し込みまして、そちらのほうから、調整対象基準額を除きまして、前期高齢者交付金を引きまして、そこに前期高齢者納付金を足しまして、先ほどお述べのように、国保の基準安定繰入金の２分の１を引くということで、３４％、ルールどおりの分を積算をさせていただいているということでございます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

いや、そんなことを聞いているんじゃなくて。じゃあ、普通ですよ、要するに保険者としてですね、医療費を払った分の、そこから前期高齢者交付金の分を引いて、あとちょっとありますけれども、それの３４％が国で、３４、９、７という割合でね、国・県からお金が来ると。その数字で、一方は、払うほうは６，１００万円しか減ってへんのに、もらうほうは１億１，２００万円も減るっていうのは、間にこの１億円が増えたとしたって、数字は合わないんでしょうと言ってる。合うんですか。間違いなく合いますかって聞いてるんですよ。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど御説明をさせていただきましたような積算に基づきまして、１億１，２００万の減額ということでございます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

課長、わかってないんちゃう。わからずに答弁されたら困るんですけどね、最初に言ったでしょう。国保会計っていうのは、３月から２月で、それもいまの段階での決算予測や補正というのは、確かにいろいろ難しい問題はあるんだ

けれども、思ってたほど医療費は伸びなかった、いまの時点でですよ。だから、補正を組んでるわけでしょう。一方で、払う金を減らすより、もらう金、これは連動しているものですからね、この二つは。連動しているものが逆転するっていうのはおかしいでしょうと言ってるのに、同じ答弁したって、全然答弁になってないじゃないですか。じゃあ、いいですわ。３月議会も、きょう始まっただけですから。この補正後の予算、この国保の２号補正が終わった段階での、いつも運協に出しているこの予算のここの数字で出してください。その数字が、国が言ってる国県支出金の金額に合うのかどうか、計算したらすぐ出るじゃないですか。間違いなく合うって言うんだったら、その数字、いますぐでもできるでしょう、パソコンをぱっぱっとはじけば。出してください。そのことは一つお願いしておきます。

その上で、いまの課長の答弁がまともなものかどうか、はっきりさせないと、あなた、同じ答弁ばっかりするんだ、いつも。聞き方を変えても、同じ答弁をするんだ。だから、ちょっとその辺はね、間違いは間違いではっきり担当課長としてですよ、責任持った答弁をするためには、その数字は間違ってないと言い切れるんだったら、その数字を出してもらった上で、もう１回また、どっちみち新年度予算の国保会計の議論もありますから、やればいいと思いますので、私のほうも一回計算してみますけども、当初予算の金額を持ってないから、すぐ数字が出せないんですよね。だから、当初予算からこの補正１号、２号を見ればですね、数字は全部出てきますから、それはしたいと思う。そのことは、いままた聞いても一緒の答弁になるので聞きませんが。

それとですね、さっきちょっと聞いた前期高齢者交付金が１億３００万増えた理由をですね、説明してください。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

これはですね、先ほども申しましたように、２２年度の概算額約６億１，３００万でございます。それと、２０年度の精算額、これが３，３８０万程度ということで、合計６億４，７００万になりますので、１億３００万程度の補正をさせていただいたということでございます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

あとね、１号補正であったと思うんですが、今度６，０００万、基金に積み立てをすると。積み立てしてますよね。これは、基金に積み立てするというの

はどういうことですか。要するに、６，０００万、いまの段階で余ったから、積み立てするということだと思うんですが、それはそれで、そういうことなのかどうか確認するのと同時に、決算見込みでは今年度も黒字見込み、あくまで見込みですけれども、黒字見込みを出してます。運協に出した資料を決算見込みどおりになるとすればですね、累計で８，４００万円の黒字になるんですよね、その段階でですよ。見込みは見込みなんですが、一応その段階、８，４００万円の黒字のうち６，０００万円、年度途中であるけれども、基金に積み立てると。決算で最後動く可能性がありますけれども。８，４００万円の黒字、当然ね、これは加入者が払って、２０年度に大幅な引き上げがされましたから、そのことによって黒字が積み増しになってきてるわけですが、いま現在この８，４００万円あるという時点でね、町として住民に一定部分、高過ぎる国保税を引き下げてほしいという声が多い中で、下げる気があるのかどうか。普通ならね、今度の補正予算で積み増しをするんじゃなくて、住民に還元するという方向での提案をすべきではなかったかというふうに私は思うんですが、その辺はどのように考えておられますか。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、歳出のほうで５，０００万の補正をさせていただきまして、積み立て金が６，０００万になるという、こういう御指摘でございました。そういう意味では、そのとおりでございます。ただ、議員もお述べのようにですね、これはあくまでも補正をさせていただいておりますが、例えば一般被保険者の療養給付費は、先ほども少し御説明を申し上げましたように、１２月から２月までの見込み額をここに入れさせていただいております。これにつきましては、流動的な要素でございます。それとあわせまして、国・県の調整交付金でございますが、ルールどおりですね、９％、７％の積算をさせていただいております。このあたりもですね、流動的な要素でございます。そういったところがございますが、予算としてこういう形に提案をさせていただいているところでございます。

次に、積み立て金を５，０００万を補正して、住民の方にというお話でございました。これにつきましては、議会ごとにですね、お話をさせていただいている点もございますが、２０年４月にですね、後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして、国民健康保険制度が改正をされまして、国民健康保険税は従来の医療分プラス介護分の２階建てから、新たに後期高齢者支援金も加算された３階分となったこととあわせまして、国民健康保険財政が平成１５年度

から１９年度まで５年連続の歳入不足であったこと等から、国民健康保険税の見直しを実施させていただいたところでございます。国民健康保険税は、住民の方々に御負担をいただいている大切な税であるということを重く受けとめておるところでございます。本町といたしましては、国民健康保険財政は、単年度のみの財政状況だけで判断するものではなく、将来の本格的な高齢化の到来に備え、中長期的な財政状況を勘案し、安定的な財政運営に取り組んでいるところでございます。そのようなところでですね、現在、国民健康保険税の見直しについては非常に困難であると考えておるところでございます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

また、間違ったことでされましたね。この決算見込みで、あなたはいま、国の計算どおりの式でこの決算見込みの数字、国や県からの支出金はやっていると言いましたが、この分については私、計算しました。計算上と４，０００万ほど乖離があります。この決算見込みのほうでの計算ですよ。国の医療給付費負担金、それから国庫の調整交付金ですね、それから県の普通調整交付金、三つ足してですね、その数字どおりにはならない。４，０００万ほど、平群町の場合は少なくなっている。

決算見込みですから､当然そうなるって､去年はそういう説明をされました。今回は、いまあなたは、ルールどおりの見込みでしてるので、実際に来るかどうかわからんから流動的なんだと、こうおっしゃるんです。去年も流動的だとおっしゃった。去年のときの２１年度の国保の決算見込みは、単年度で２，７００万の赤字でした。実際、決算は一千数百万の黒字になったわけですけれども、もちろんこういう会計ですから、病気になるかならんかはだれも予測ができませんので、流動的な部分はありますけれども、この３年間連続で黒字ということを考えるならば、もうちょっとね。

それと、最後に課長がおっしゃった大切な税を預かっている。その税を出している人に返すべきものだと私は言ってるわけですから。預かった人に余った金は返す。それが当然だから、そういうことも検討されたのではないかなと思ったんですが、いまの答弁ではそういうことは全く検討しない。安定的な何とかっていつもおっしゃるフレーズで事をされようとしているんだと思いますが、それと一方でね、これはちょっと次元が変わってきますけれども、まだ決まってるわけではないですが、いまの民主党政権の中で、広域化の動きが表になっています。まだ、それはどうなるかわかりませんよ。政権も不安定ですからわかりませんが、その場合、県が持つのか広域でやるのか、それも決まってませ

んけれども、そういうことも早ければ二、三年先にはですね、平群町が保険者から離れるという、私はそれに賛成ではありませんけれども、そういうことだってあり得るわけですよね。

そうなった場合､会計はどうなるのかとここで聞いても仕方がないんですが、そのような場合も考えればですね、いま余っている金については、速やかに加入者の皆さんに還元すべきだと。もちろん、今年度分をいまから返したって、もう２月末で払っている人は全部払っているわけですから、来年度の引き下げで調整するしかないと私は思いますが、その辺をね、やっぱり町としても考えるべきだということは言っておくのと、それから、さっきのような答弁は、もっときちっと精査して答弁してくださいね。さっきも言ったように数字がね、一方的に答弁されるんだけど、その数字をちゃんと持って言ってるのか、非常に不思議なんです。さっきの運協のこの資料から見たって、計算式を当てはめれば数字が違っているのに、その見込みで計算してるって、こうおっしゃるわけ。

ちなみに言うとね、事前に聞きました、担当課に。課長じゃなかったですけど。そうしたらね、そんな答弁じゃないんです、基本的にね。さっき、私が最初に言ったように、非常に不確定な部分があって、県との関係でいろいろ数字をね、決まってないけど決めざるを得ない時期っていうのがあって、それもあるから､その合わない数字になるという裏の話になりますけど｡だから､課長、そこはね、やっぱり正直に答弁していただきたい。何かね、ごもっともなような顔でごもっともものような答弁するんだけど、実際に細かく知っている人が見れば、聞けばおかしな話になりますよ。今後は、そういうことはぜひ改善していただいきたいということはお願いしておきます。

もう、多分答弁できないでしょうから、答弁は結構です。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。はい、山口君。

○６　番

この補正予算だけを見ればね、単に数字をいろいろ出てきた数字で動かしているというだけですから、それそのものに反対という立場ではないんですが、

先ほども言いましたように、あっさりと基金に６，０００万積み立てる。６，０００万あればですね、加入者１人当たり１万円の引き下げは簡単にできるんです。そういう金額を、全然そういう加入者に返すという検討もせずにですね、こういう補正で基金に上げられる。この点については、抗議の意味も含めて、本補正予算には反対いたします。

○議　長

ほかに。はい、池田君。

○１１番

本予算に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

基金が５，０００万、今回補正で上げられているわけなんですけれども、これはですね、２１年度の黒字を引き継いで、今回このように５，０００万の基金として積み立てをできたということなので、これをですね、直ちに住民の皆さんにお返しするということは、これはまた、非常に国保の持っている安定性を損なう大きな要因であろうと思います。もう少し長期にですね、こういう基金が積み増しをされていくということがはっきりするならば、それはまたその段階で考えなければならない。あるいは、先ほども言われました国保のあり方が、３年以後には大きく変わっていくだろうということも当然予想されますので、そういう状況も踏まえながらですね、今回の補正については、５，０００万の基金が積み立てられたということは、つまり、国保全体の予算規模２４億ぐらいの中の５，０００万の基金であって、それを直ちにこの単年度で住民の皆さんにお返しするということは、これは非常に安定性を損なうものである。もう少し長期あるいは中期の見通しの中で基金が積み増していくようであれば、私はその段階で考えたらいいことであって、今回はこの補正予算で可決すべきものと考えております。

以上です。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１６号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することに賛成な方の挙手を願います。

賛成者挙手

○議　長

挙手多数であります。本案については原案どおり可決されました。

日程第２１　議案第１７号　平成２２年度平群町水道事業会計補正予算（第２号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、上下水道課長。

○上下水道課長

議案第１７号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１７号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

日程第２２　議案第１８号　平成２２年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第１８号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１８号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決をされました。

日程第２３　議案第１９号　平成２２年度平群町介護保険特別会計補正予算（第３号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、福祉課長。

○福祉課長

議案第１９号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、植田君。

○５　番

１点だけ、現時点での決算見込みをちょっと聞かせてもらえますか。

○議　長

はい、福祉課長。

○福祉課長

いま手元には、決算見込みとしたようなものを持ってきておりませんが、先の１２月に補正をさせていただいた数字が予測している数字でございます。まだまだ、あくまでも給付費でございますので、確定をしておりませんので、ちょっといますぐ出せる状況にはございません。

○議　長

はい、植田君。

○５　番

大体わかってるんちゃいますか。国保なんかでも、きちっとそれなりに決算見込み。あそこは運協も開いて、一定そういうのはもうちゃんと出してくれはって、大体の状況はわかってるわけですから。本来、介護保険も、これは前からも何遍か言ってるんですけど、予算・決算のときに、事前にいままで運協を開いてですね、ちゃんとそれに向けて一定の予算や決算ということの大体の見込みというのを出して示してきてたと思うんですね。去年でも、やりますやりますと言って、結局決算が終わってからしか運協を開かなかったし、今回予算についても、予算前に介護の運協は開かれてませんので、やっぱりそんなん、きちんと開けばですよ、一定のそういうような状況もきちっと示さなあかんようになってくるわけですから、数字は当然持っているはずだと思うんですが、それも含めて、もう一遍答えてもらえませんか。

○議　長

はい、福祉課長。

○福祉課長

本来、議員おっしゃるとおり、そういう形でできればよかったと思っております。いままで、昨年、決算後に介護保険の運営協議会を開催させていただきました。それは、前年度できなかったということも含めてのことでございます。それで、委員の選任が最終的に終わっていなかったことも含めてありまして、あの時期に開催せざるを得ないという結果に至りました。今回も３月中、できるだけ議会に重ならないように早急にさせていただきたいということで、担当者を含めて検討し、協議をしていただいたんですが、ちょっと日程の調整がどうしてもできませんでして、３月に開催するということには至っておりません。それと、決算の数字ですが、きょうは、いまこの場所には持ってきておりませんので、ちょっとお答えしかねますので、また改めて資料として出させていた

だきます。

○議　長

ちょっと、担当主幹、見てはると思うから、すぐ出して。このまま行ってね、ちょっと見てきたって。

ちょっと時間かかるか、聞いてきたって。時間かかるんやったら、休憩するし。何のためのスタッフや。

○１　番

議長、ちょっと、待ってはる間に、会計管理者にこのことについて聞いてもいいですか。あきませんか。

○議　長

いま、ちょっと待ってて。植田君の質問やさかいに、ちょっとそれはそれで。できたんか。

○事務局

まだ少しかかりますので。

○議　長

そうしたら、２時３５分まで休憩します。

（ブー）

休　　憩　（午後　２時２５分）

再　　開　（午後　２時３５分）

○議　長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議　長

はい、福祉課長。

○福祉課長

すみません。貴重な時間をちょうだいしました。植田議員さんの質問でございます。

先に１２月議会で補正させていただいた金額、合計で言いますと１２億１，９４０万４，０００円の予想をさせていただきました。それから以降動いておりますのは、１月の数字が確定をしております。御存じのように、２月、３月についても２カ月遅れで参りますので、この分についての不確定要素がございます。しかし、１月の状況を見ますと、若干、当初考えておりましたよりも、歳出のほうが少なくなるというふうに見受けられました。したがいまして、今

回の提案をしております補正をした結果としても、歳入歳出考え合わせますと、若干の黒字になるというふうに想定がされました。

以上でございます。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第１９号について採決を行います。

本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

日程第２４　議案第２０号　平成２２年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、健康保険課長。

○健康保険課長

議案第２０号　提案理由説明

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、山口君。

○６　番

納付金が年々増える。もちろん、７５歳以上の方が、人数が増えるから増え

るということになるんですけれども、いま単に負担金が増えただけという、これは一定の計算式があって、当然、広域連合のほうから請求が来るんですが、これは当然まだ確定ではないですよね。金額的には５６４万、総額で２億２，３００万ぐらいになってくるわけですけれども、確定ではない。これ、年々。第一、この増え方っていうのはどうなんですか。まだ、決算じゃないからあれなんですけれども、大体平群町が予測しているような増え方というふうに考えていいのかどうか、それが１点。

それから、歳入のほうでね、特徴と普徴でこんだけ金額を入れかえなあかんっていうのはね、これ、ことし始まった会計ならともかくね、２０年度からもうこれ、３年目ですよ。３年目でこの時期に来て、こんだけ歳入の。特別徴収なんて社会保険庁が。いまは年金機構か、来るわけでしょう。何でこんなことになるのかなっていうのはすごい疑問なので、ちょっときちっと説明してください。

それと、繰越金、何でいまごろになって８４万７，０００円。これ、２号補正でしょう。１号補正のときにしなかったんかな。その辺、ちょっと覚えてないから、その辺も含めて答弁ください。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

３点御質問をいただきました。

後期高齢者の広域連合への納付金が、平群町が思っているぐらいのものかという御質問でございました。予算を立てる段階でですね、広域連合のほうから一応資料として参ります。全体的には当初予算のときとほぼ変わらないかなということがございますが、ただ、広域連合のほうもですね、奈良県の計算をするときに、奈良県全体のまず計算をしまして、それを市町村に振り分けるという作業をしておりますので、その市町村に振り分けるという作業の中で、少し全体的な増減、市町村による増減があるのではないかなと。たしか、県下では二、三の市町村が増額というふうには聞いておりますが、それに伴って、当然減額もあるわけですけども、そういった中でございます。

次に、３年も経過しているのにですね、この制度ができて、特別徴収と普通徴収の率が把握できなかったのかと、こういうことでございますが、その点についてはおわびを申し上げたいと思います。当初ですね、大体、特別徴収のほうが８０％程度、それから普通徴収のほうが２０％程度ということで予算組みをさせていただきました。ただ、現実問題としてはですね、大体、これは数字が動きますので、決定ではございませんが、大体、特別徴収のほうが６０％程

度、決算で見ますと、普通徴収のほうが４０％程度ということでございますので、そういう意味で、非常に御迷惑をかけるということになりまして、よろしくお願いをいたします。

それから、繰越金でございますが、今回繰越金のほうを補正をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

まあまあ、数字合わせであれなんですけど、これでいったら、決算じゃないからもうあんまり言いたくないですけど､広域連合の負担金とそれから保険料、本来はあんまりリンクするような話ではないんですけど、これは両方とも上げているという。実際、保険料がこれだけ上がるのかどうかわかりませんけど。ただ、特徴８０％見ていたのが６０％、これはあれですか。要するに年金の金額。要するに特徴にならない、７５歳以上の人はほとんど無年金の方もいらっしゃるかもわかりませんが、年金をもらっているけれども、特徴にならない年金生活者が平群町は多いということなのか、奈良県全体の平均と比べて特徴の率っていうのはどうなのか。参考までに、わかっていれば答えていただけますか。

○議　長

はい、健康保険課長。

○健康保険課長

現在、特徴と普徴の率をということでございますが、そこまで資料として、申し訳ございません、持ち合わせておりません。ただ、先ほども言いましたように、２１年度決算ベースで見ますとですね、特徴のほうが６０％程度、それから普徴のほうが４０％程度ということでございました。

それから､ちょっと先ほど御説明をしましたが､年金をもらわれておられて、その分の特徴からですね、普徴のほうに申し出られまして、みずから納めるという制度ができておりますので、そういった選択をされておられる方もおられるということでございます。

○議　長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第２０号について採決を行います。
本案は原案どおり可決したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長
異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
日程第２５　同意第１号　副町長の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。
議案の朗読を求めます。はい、局長。
○局　長
それでは、朗読いたします。
同意第１号
副町長の選任に同意を求めることについて
平群町副町長に下記の者を選任したいから、地方自治法第１６２条の規定により議会の同意を求める。

平成２３年３月７日提出
平群町長　岩　﨑　万　勉

記

住　　所　奈良市南紀寺町３丁目２９５番地の１５
氏　　名　山中淳史
生年月日　昭和４０年５月１８日
以上でございます。
○議　長
提出者の提案理由の説明を求めます。はい、町長。
○町　長
昨年１０月２１日から不在となっております副町長につきましての、選任同

意につきましての提案理由を説明させていただきます。

依然といたしまして、本町、厳しい状況にございます。財政健全化を図ると同時に、山積する課題を克服しつつ、活力あるまちづくりにつなげていくために優秀な補佐役が必要と考えておりまして、現在、奈良県庁行政におきまして活躍いただいております山中淳史さんを副町長として選任したいと考えております。

経歴につきましては、お手元に配付させていただいたとおりでございます。奈良県での財政経験も豊富でございまして、副町長として適任であると考えておりますので、議員の皆様の御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議　長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、森田君。

○４　番

前任者がおやめになってですね、不在であってもですね、予算編成がきっちりできてですね、あえて財政が厳しいとおっしゃっているんであれば、町長、もう少し努力されて不在でいかれて。反対じゃないんですよ。反対じゃないんだけど、不在でやるというのも一つの選択肢じゃなかったかなというふうに私は思うんですけども、何か不都合があったんでしょうか。

○議　長

はい、町長。

○町　長

不都合はございませんでした。

○議　長

はい、森田君。

○４　番

これはですね、担当課長が汗と血を出してですね、頑張っておられるのに、町長も一踏ん張りされたほうが私はいいんじゃないかというふうに申し上げておきます。

もう一つは、この経費は。この方は、県からの出向という立場でしょうね。

○議　長

はい、総務財政課長。

○総務財政課長

この方につきましては、３月３１日付で一たん退職をされてということで、４月１日付で就任いただくというふうなことを聞いてます。

○議　長

はい、山口君。

○６　番

県の職員を退職して､ほんで平群町の副町長に就任するという｡退職ですか。年、若いよ。ええのん、それで。

「人生かけんねん」の声あり

○６　番

ああ、そう。まあ、それならそれでいいですけど。

それと、もう１点、議長、さっきね、森田議員の質問に、町長、不都合なかったって、その不都合がなかったら、別に選任する必要がなくなってくるというふうに私は思うんですけどね。そうじゃないんでしょう。その辺、もうちょっときちっと答えてください。失礼ですしね、この方に対しても。

○議　長

はい、町長。

○町　長

提案理由で申し上げておりますとおり、引き続きましてですね、山積する課題を克服しつつですね、財政健全化に努めていかなければならない、かつ平群町の町民の皆さんに対するサービスが低下しないように、より慎重にですね、行政を進めていかなければならないということでございますので、１人で私が大車輪で頑張れば済むことじゃないかという御指摘もございますが、それはそれで私自身も大車輪で頑張りながら､副町長にもしっかり頑張っていただいて、町民の皆さん方に喜んでいただけるまちづくりを推進していくということでございますので、森田議員、その点よく御理解いただけますようにお願い申し上げます。

○議　長

はい、よろしいか。ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第１号について採決を行います。

本案については原案どおり選任同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、同意第１号については原案どおり選任同意することに決定をいたしました。

追加日程第１　請願第１号　国民健康保険税の引き下げを求める請願書を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。はい、局長。

○局　長

平成２３年度第１回平群町議会定例会請願文書表

受理番号　第１号

受理年月日　平成２３年３月２日

件　　名　国民健康保険税の引き下げを求める請願書

請願の要旨　平群町の国民健康保険税は、平成２０年度に、加入者１人平均２万円、前年比２２％増という大幅な引き上げが行われました。この大幅な増税に、多くの住民から病気やけがのことがあるので無理しても納付していますが、本当に大変なんです。収入の１割近くにもなっている国保税、何とかしてほしいの悲鳴が上がっています。

また、町は、２０年度予算で、国保税を総額で１億２，６００万円引き上げても、国保会計は単年度で７，７００万円の赤字になるとしていましたが、実際の決算では、２０年度単年度で１億１，８００万円もの黒字となり、累積でも前年度までの赤字７，７００万円を解消して、４，０５０万円の黒字になりました。

このような経緯もあって、一昨年の平成２１年１２月町議会に３，３２６筆の署名を添えて国保税の引き下げを求める請願を提出しました。しかし、１２月議会では継続審議になり、翌

年３月議会では町の２１年度決算見込みが単年度１，７００万円の赤字なのを主な理由に、反対多数で請願は不採択になりました。

しかし、２１年度の実際の決算は単年度１，４００万円の黒字で、２１年度末の累積黒字は５，４５０万円になりました。そして、町の２２年度の決算見込みでは、単年度で２，９４０万円の黒字、累積で８，４００万円の黒字というものです。平群町の国保加入者は、本年１月末現在５，８２５人です。１人平均１万円の引き下げは十分にできます。高過ぎる国保税を少しでも引き下げて、住民の暮らしを守ることは議会の責務だと考えます。

請 願 項 目　国民健康保険税を加入者１人平均１万円以上引き下げること

請願者の住所及び氏名　奈良県生駒郡平群町緑ケ丘６丁目８番２１号
西尾悦次

紹 介 議 員　山口昌亮・植田いずみ

付託委員会　厚生委員会

以上でございます。

○議　長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。はい、山口議員。

○紹介議員（山口昌亮）

いま、局長のほうから朗読があったとおりです。基本的には、昨年の３月議会で、同趣旨の請願が不採択になったわけですけれども、請願の要旨にも書いてありますように､その後の状況の変化もありますので､住民の暮らしを守る、そのためにも、議会としては、高くなり過ぎている国民健康保険税を引き下げていくということが大事だというふうに考えますので、ぜひこの請願についてはですね、採択をしていただきたい。請願の趣旨の中身については、いま読んでいただいたとおりなので細かく言いませんが、そういうことであります。

以上です。

○議　長

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

請願第１号については、会議規則第９２条の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本請願については厚生委員会に付託することに決しました。

追加日程第２　請願第２号　平群南小学校の存続を求める請願書

を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。はい、局長。

○局　長

それでは、朗読いたします。

平成２３年第１回平群町議会定例会請願文書表

受理番号　第２号

受理年月日　平成２３年３月７日

件　　名　平群南小学校の存続を求める請願書

請願の要旨　平群町立小学校再編成アクションプランを撤回し、平群南小学校を存続させること。この数年間で竜田川駅周辺にはたくさんの住宅が新築されてきており、平成２６年度まで少しずつですが､南小学校の児童数も増えていくといった情勢にあります。ところが、昭和５８年に建築された比較的新しいこの南小学校を廃校にして、東小学校に再編成するという小学校再編成計画（以下､「本件アクションプラン」という。）が策定されました。これまでの住民説明会で、住民合意のない２校案がいつどのようにして決まったのか、通学距離が延びることで、子どもたちが交通事故や犯罪に巻き込まれるリスクも高まるが、具体的な安全対策はどうなっているのかといった、本件アクションプランを疑問視する意見がたくさん出されたにもかかわらず、町当局からは納得のいく説明がなされないまま、本アクションプランが強行されようとしています。議会におかれましては、いま一度、この間多くの住民から出された意見や８００筆以上の署名を集約した南小学校の存続を求める要望署名の持つ重みを真摯に受けとめていただき、住民合意があるとは到底思えない本

件アクションプランを早期に白紙撤回し、平群南小学校を存続させることを強く求めます。

請願者の住所及び氏名　請願代表者　平群町竜田川３丁目１１番２４号
畠　紀代江ほか５名

紹介議員　山口昌亮

付託委員会　厚生委員会

以上でございます。

○議　長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。はい、山口君。

○紹介議員（山口昌亮）

これも、請願要旨に書いてあるとおりなんですけれども、若干つけ加えればですね、平群町の南部地域は、この間、ここにもちょっと書いてますが、若い父母がですね、結構新しく家を建てて住むという状況にあります。そのため、南小学校の児童数も若干ですが増えていっています。それをですね、例えば、南小学校がなくなってしまえば、あの地域のやっぱり地盤沈下に非常につながる。もちろん、ここに書いてありますように、子どもたちの安全の確保、その他いろいろありますけれども、それと保護者でない方々からもですね、先ほど言いましたように地盤沈下の問題で、ますます寂れていくという。この間ガソリンスタンドは閉まるし、コンビニも閉まるというようなことも起こっておりますので、そういう観点からもですね、南小学校っていうのは、南部の地域住民にとっては非常に大事な学校だということで、ぜひ残していただきたい、そういう趣旨からこの請願が出されたものですし、私もそれを受けてですね、紹介議員となって、今回こういうふうに提出されたわけです。そういうことですので、ぜひこの請願についてもですね、賛同していただきたいということをお願いして趣旨説明といたします。

○議　長

これより質疑に入ります。

ございませんか。

「なし」の声あり

○議　長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

請願第２号については、会議規則第９２条の規定により厚生委員会に付託をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本請願については厚生委員会に付託することに決しました。

日程第２６　議案第２１号　平成２３年度平群町一般会計予算について
日程第２７　議案第２２号　平成２３年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第２８　議案第２３号　平成２３年度平群町国民健康保険特別会計予算について
日程第２９　議案第２４号　平成２３年度平群町水道事業会計予算について
日程第３０　議案第２５号　平成２３年度平群町下水道事業特別会計予算について
日程第３１　議案第２６号　平成２３年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第３２　議案第２７号　平成２３年度平群町学校給食費特別会計予算について
日程第３３　議案第２８号　平成２３年度平群町介護保険特別会計予算について
日程第３４　議案第２９号　平成２３年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
日程第３５　議案第３０号　平成２３年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第３６　議案第３１号　平成２３年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

以上１１件を、会議規則第３７条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から平成２３年度予算の説明を求めます。はい、町長。

○町　長

それでは、平成２３年度一般会計及び特別会計予算提案理由を説明いたします。

本日、平成２３年３月第１回平群町議会に平成２３年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

政府が発表した「平成２３年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によると、スピード感を重視して平成２３年の景気下振れリスクに先手を打って対応するための「３段構えの経済対策」として、１「円高デフレ状況に対する緊急的な対応」として、景気下振れリスクへの対応、デフレ脱却への基盤づくりを目指し、２「今後の動向を踏まえた機動的な対応」として、景気・雇用動向に機動的､弾力的に対応する目的から､１兆円規模の補正予算を前提とし、その上で「新成長戦略の本格実施」として企業減税、制度改革のさらなる推進を行うことで、デフレ脱却、雇用を起点とした経済成長の促進を計画しています。そして、これら経済対策の着実な推進を図るとともに､「成長と雇用」に重点を置いた予算、税制を「切れ目なく」続けることで、政府は「国民生活の長期安定」を目指すとしています。

政府が見通す平成２３年度の国内経済では、世界経済の緩やかな回復が見通される中で、予算、税制等による新成長戦略の本格実施等を通じて、雇用・所得環境の改善が民間需要に波及する動きが徐々に強まることから、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれています。

そのため、消費者物価については供給過多でデフレになっている状況が、雇用状況の改善により、平成２３年度の国内総生産は前年度比プラス１．５％程度と、２年連続のプラス成長が予想されています。

このような中で、地方財政は各分野で支出削減に努めても、なお社会保障費の増大等により財政規模全体としては拡大傾向にあり、将来的な財政運営の圧迫が強く懸念されています。

国としては、これらの状況を踏まえ、景気の停滞、雇用の不安による国民生活の不安を解消するとともに、地域経済の活力を促進するためには、地方公共団体と国とが十分な連携をとり、地域の実情に応じた適切な対策を講じていくことが必要であるとしています。

以上のような国全体レベルでの社会経済情勢の中、本町においては、直面している厳しい町財政の現状に対処すべく、平成１９年７月に新財政健全化計画を策定し、取り組みを進めてまいりました。平成２３年度予算編成に当たっても、本計画を基本として策定を行いました。

本町の新年度予算は、歳入面では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金やその他経済対策交付金の創設など、地域主権に伴う財源措置はされたものの、町税の大幅な減少に加え、国県等補助金の削減が進むと考えられることから、財源不足がより一層の厳しさを増し、さらなる財源確保のための努力が必要になるものと考えられます。

一方、歳出面では、社会保障費の増大など人件費、扶助費及び公債費を合計

した義務的経費が一般会計全体の約５０％を占める状況であり、その抑制のため新財政健全化計画に基づく行財政改革を着実に推進し、職員の意識改革などによる業務の効率化や、職場改善運動を拡大させながら、強力に改革を推し進めることはもとより、歳出全般について、徹底的な見直し等の節減対策を講じての予算編成を行ったところであります。

地方分権が本格化する中、持続可能な地方自治を確立するためには、町行財政構造の抜本的改革断行が唯一の方策であります。いましばらくは町民の皆様に御負担をお願いすることになりますが、将来への展望を持っていただけるような行財政改革を推し進め、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる緑豊かで心豊かなまちを目指してまいります。

そのために、企業誘致やバイパス沿いの活性化など新たなまちづくりや、情報化社会が浸透する上でのＩＴ技術を活用した住民サービスの向上と加えて、行政事務のスリム化、迅速化と人件費を中心としたコスト削減を目的とした電子自治体化をさらに推進します。

また、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業などの従来から取り組んでいるまちづくりの諸施策についても、可能な限りその予算額の確保に努めたところであります。

その結果、一般会計予算案の規模は６９億１，０００万円であり、前年度から６億７，５００万円の増額となっております。

なお、特別会計の合計は５２億２，６６１万円となっております。

以下、新年度予算につきまして、一般会計から主要施策等についての概要を御説明申し上げます。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いた中、平成２２年度の採用に引き続き、平成２３年度においても３名の新規職員の採用を行います。

また、財政健全化のため、新財政健全化計画に基づき、町長４０％、副町長３５％、教育長２５％、職員では課長級９％、主幹級は７％、一般職員は６％の給与の減額を引き続き実施します。また、管理職手当も１３年連続で２０％抑制するとともに、特殊勤務手当や旅費日当の一部カットなどを引き続き行います。

人材育成につきましては、人事考課制度を構築すべく、現在まで検討を重ね、平成２２年４月から管理職を対象に試行実施を行いました。

また、職員研修として、引き続きアカデミー研修やＪＩＡＭ研修を中心に職員を派遣するとともに、町主催や奈良県主催の研修にも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップを図ります。

土地開発公社の健全化につきましては、金融機関からの借入金に係る利子補助金を措置し、また、新たに策定した公社経営健全化計画に基づき、厳しい財政状況の中ではありますが、土地開発公社の経営健全化に向けた取り組みを進めます。

総合計画につきましては、中長期的な行政計画として、平群町の総合的かつ計画的なまちづくりを目指すための第５次総合計画策定に係る費用を予算措置しております。

電子自治体の推進につきましては、行政情報化・地域情報化の推進が重視される中、将来を見据えた最適化が求められています。

現在、計画的に進めてきた情報ネットワークの基盤整備が整い、構築した庁内ＬＡＮをより有効に活用し、事務の効率化や住民サービスの向上に向けたシステムの運用管理に重点を置くこととしています。

同時に、引き続き情報セキュリティーの対策強化を図ります。

また、既に接続しています総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）や、奈良県内市町村を結ぶ情報のネットワークであります大和路情報ハイウェイの有効活用を目指します。

広報・広聴業務の推進につきましては、住民に開かれた行政を目指す上で、広報やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法としてとらえ、行政情報の積極的発信と住民の意見やニーズを的確に把握していくため、個性と創造性を持った業務推進を図ります。

よろず相談業務につきましては、住民の皆様が日ごろ抱いておられるさまざまな相談内容に対応していくためのよろず相談窓口の設置を引き続き行います。

選挙につきましては、本年４月に執行予定の奈良県知事選挙、奈良県議会議員選挙の選挙費の一部並びに平群町議会議員選挙の選挙費を計上しています。

公共交通の確保につきましては、現在コミュニティバスの運行により、移動制約者を対象とした日常生活の利便性向上を目的に運行しています。平成２３年度以降の公共交通の確保・推進につきましては、地域の特性に応じ、効率的に最適な移動手段を検討し、進めてまいりたいと考えています。

また、平成２３年度に国の政策として進める予定の地域公共交通確保維持改善事業や交通基本法、また平群町における社会資本総合整備事業にも適合した持続可能な公共交通体系の確立に努めてまいります。平群町内のバスルートについては、現ルートの２路線に１路線の増設を計画しています。本年１０月からの実証運行開始を目標に、バス停の新設やルートの結節点整備、交通空白地の解消等についても十分考慮し､新たな需要を高める促進政策とあわせて進め、少子高齢化が進む中、移動制約者を含めたすべての人に優しく、安全で利用し

やすい公共交通網を創設してまいります。

住民戸籍事務につきましては、住基ネット並びに戸籍情報の適正な管理と迅速な対応を図るため、各システムに対し予算を計上しています。

福祉施策につきましては、超高齢化社会が進行する中で、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者が健康で生き生きとした自立生活が送り続けられるための介護予防事業の実施に努めます。また、生活の支援、心身機能の維持向上を図り、家族の身体的・精神的負担の軽減のための支援策の実施に努めます。

障がい者福祉の施策では、利用者の自立と社会参加促進のための施策を引き続き実施いたします。

児童福祉の施策では、引き続き、就労の多様化による保育ニーズに対応するための保育や、はなさと保育園での一時預かり事業を実施します。子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成についても引き続き実施いたします。

健康づくりの推進につきましては、すべての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう､生活習慣病や寝たきりの予防等､各世代を対象とした予防、健診、相談、指導について積極的に取り組みます。国の施策としての女性特有のがん検診推進事業につきましては、今年度も予算計上しております。

また、妊婦健康診査の公費負担につきましては、現行で１４回を実施しておりますが、さらに内容を拡充して、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図っていきます。また、出生した赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業を継続し、子育て支援に役立てます。

予防費では、国の子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を活用し、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの経費を計上しております。

人権対策につきましては､「人は等しい」をテーマに、本年度も７月の「差別をなくす強調月間」を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。

また、１１月１７日には、人権・命の尊さへの町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民参加による実行委員会形式で開催します「平群・平和のための戦争展」を本年８月に開催いたします。また、昨年度好評をいただいた現地研修も引き続き開催すべく、実行

委員会で検討してまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、本年度も研修会や講演会を開催する予定であります。

生活環境保全の推進につきましては､安全で住みよい生活環境をつくるため、交通安全・防犯対策事業として、巡回パトロールによる安全対策や防犯灯設置事業を行います。

環境衛生事業では、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策を図り、美しいまちづくりを目指し、取り組みを進めます。

ごみ減量化の取り組みとして、生ごみ処理容器の補助制度や、有価物集団回収への助成、ごみステーション整備に係る補助、さらにはリサイクルの推進を積極的に進め、資源循環型社会形成に努めます。また、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うと同時に、廃食油燃料化事業に近隣市町と合同で取り組みます。

斎場の運営につきましては、利用者にやすらぎと明るい雰囲気の中で安心して利用していただけるよう、施設の管理運営に努めます。

清掃センターの管理運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集を進め､焼却炉の委託運転業務を行います｡また､本年度より、重度の障がいをお持ちの方々などを対象に、ごみの回収を助けるための「ふれあい収集」を実施します。

し尿処理につきましては、処理業務の委託を引き続き行ってまいります。

農林業の振興につきましては、今年度も引き続き遊休農地対策に取り組み、平群町の特産品づくりを推進します。緊急雇用創出交付金による農産物直売所出店立地等検討業務、地域産業活性化検討業務、平群町活性化センター利活用検討業務と有害鳥獣駆除事業拡充のための予算を計上しています。

商工業の振興につきましては､町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

消費者行政につきましては、消費者の利益の擁護及び増進に資するため、消費生活相談員を配置し、適切な助言、情報提供等を実施してまいります。

観光行政につきましては、ふるさと雇用再生特別交付金により、観光基本構想、観光基本計画策定業務委託費用、緊急雇用創出交付金により椿井城・信貴山城跡整備構想策定のための予算を計上しています。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修についての所要額を計上しております。また、新たに、緊急雇用創出事業補助金交付による平群町道路台帳のデジタル化業務に係る委託料の予算計上をしております。

都市計画につきましては、昨年に引き続き、木造住宅の耐震診断及び耐震改修事業を実施してまいります。また、新たに、緊急雇用創出事業補助金交付による企業誘致における基礎調査業務の予算計上をしております。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、平成２３年度は造成工事費及び移転補償費に係る基本事業費分の町負担金及び都市再生区画整理事業費を予算計上しています。

財産管理につきましては、昨年からの継続事業として、緊急雇用創出事業を活用して実施する公有財産管理台帳デジタル化に係る費用を予算計上しています。

公園管理につきましては、地域子育て創生事業を活用して、公園遊具入れかえ等の費用を予算計上して、公園整備を行います。

住宅管理につきましては、主なものとして公共下水道の供用開始に伴い、町営住宅の西宮住宅の下水道接続工事等を予算計上しています。

消防力の強化に関しましては、大規模災害に備え、自主防災連絡協議会を中心に、地域防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き自主防災組織づくりの拡充に努めます。また、町独自による防災訓練や生駒郡４町による合同での防災訓練を行います。

消防水利施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防水利施設の充実強化として、計画に基づく消防水利施設の設置に係る費用、地域の消防施設整備に対する補助を計上しております。

教育環境の整備充実につきましては、平成２３年度から小学校の学習指導要領が新しくなり、外国語教育活動が本格実施されます。本町ではＡＬＴ（外国語指導助手）の配置を継続し、幼稚園から小学校、中学校の英語活動の環境を整え、学校間の連携にも役立てていきます。

北小学校においては、体育館の耐震補強実施設計を、西小学校では体育館の耐震診断を行います。

文化・学習の振興につきましては、従来からの施策でもあります各種教養講座の開催及び生涯スポーツの普及促進に努め、新たに総合型地域スポーツクラブ創設に向けた取り組みを行います。また、学校支援地域本部事業と放課後子ども教室を一体化した教育支援活動促進事業を展開します。

また、あすのす平群につきましては、インターネットによる蔵書検索や予約等を可能にするためのシステムを本格稼働することで、利用者のさらなる利便性の強化を図ってまいります。

次に、各特別会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、５，９８９万２，０００

円となっております。本事業の貸付事業につきましては、平成８年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費と起債償還分等の費用を計上しております。今後も貸付金の回収業務に一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、２４億６，７００万円となっております。医療費となる療養諸費、出産育児一時金、葬祭費等の保険給付費、後期高齢者支援金、第２号被保険者に係る介護納付金、高額共同事業拠出金、診療報酬に係る保険財政共同安定化拠出金、特定健康診査事業費、人間ドック費用助成等の保険事業費を措置しております。

下水道事業特別会計につきましては、9億８,５８０万円となっております。本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成３年度に事業認可を受け、平成４年度より事業着手し、平成１８年度に一部供用を開始しております。本年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施するとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として主に竜田川地区、吉新地区の面的な整備に加えて、集合処理浄化槽流域を公共下水道に編入するための使用環境整備を実施し、流域下水道事業として浄化センター及び幹線管渠の建設費等を流域下水道事業町負担金として計上いたしております。引き続き、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいりたいと考えております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、３，７２０万円となっております。本事業は、平成９年度に事業着手し、平成１８年度に供用開始をいたしました。本年度につきましては、施設管理費において、集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費において、公共マス設置工事などと農集下水道事業債管理基金の積み立てを実施いたします。農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいりたいと考えております。

学校給食費特別会計につきましては、７，５８７万４，０００円となっております。事業費は、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しております。本年度も引き続き、おいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れ、安全で栄養のある食材を使用した給食づくりを進めます。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度は、第４期計画（平成２１年度から平成２３年度）に基づき、「人・心・地域　つながる福祉を奏でるまちへぐり」を基本理念に、引き続き推進してまいります。

保険事業勘定につきましては、１２億１，２００万円となっております。総務費で、介護保険関係職員の人件費並びに事務費等を、また、できる限り住みなれた地域で生活を継続できるよう、昨年度の実績を踏まえ、保険給付費で要

支援・要介護者に対するサービス費等を計上し、地域支援事業費では特定高齢者等に対する事業費等を計上し、特定高齢者把握事業を実施しております。

サービス事業勘定につきましては、８８５万７,０００円となっております。総務費で職員の人件費を、また事業費では居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しております。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、１０２万５，０００円となっております。就学の奨励と教育の機会均等を図り、もって将来の社会の有能な人材を育成するため、昨年に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、２億３，５９８万４，０００円となっております。後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費を計上しております。

用地先行取得事業特別会計につきましては、１億４，２９７万８，０００円となっております。土地開発公社の経営の健全化を図ることを目的に発行した用地先行取得債に係る償還金を計上しております。

続いて、水道事業会計でありますが、業務の予定量として、給水戸数７，６８０件、年間総配水量２３６万５，０００立米、１日平均給水量６，４７９立米、年間有収水量２１６万５，０００立米であります。主要な建設改良事業を２，８０３万６，０００円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は、５億１，０４１万７，０００円であります。これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費を初め、各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費等で、費用総額は、４億９，７４０万８，０００円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金を措置し、収入総額は、１，１８４万１，０００円であります。一方、資本的支出については、配水給水設備設計に伴う委託料などの建設改良費及び企業債の償還金で、４，６５７万５，０００円となります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３，４７３万４，０００円は、過年度分損益勘定留保資金３，３９６万２，０００円及び当年度分消費税資本的収支調整額７７万２，０００円にて補てんすることといたしました。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、し

かも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

以上、平成２３年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これら諸施策の推進に当たりましては、十分に意を払い、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政状況の中で編成を行いました平成２３年度予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり議決、承認賜りますよう切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議　長

御苦労さんでございました。

お諮りいたします。

本案については､あす改めて本会議､新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議は延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議　長

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

（ブー）

延　　会　（午後　３時３３分）